

**第3次始良市障がい者計画
第7期始良市障がい福祉計画
第3期始良市障がい児福祉計画**

**令和6年3月
鹿児島県始良市**

はじめに



本市では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

このような共生社会の実現のために「第3次始良市障がい者計画」「第7期始良市障がい福祉計画」そして「第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画では、障がい者本人のみならず、障がい者を支える家族の暮らしも念頭に『障がい者とその家族が自分らしく暮らし続けられるまちづくり』を基本理念に掲げております。

具体的には、障がい者の自立及び社会参加の支援等のために「福祉施設から地域生活への移行」「地域生活支援の充実」「福祉施設から一般就労への移行・定着」「障がい児支援の提供体制の整備等」「相談支援体制の充実・強化」「障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築」を総合的かつ計画的に実施するための指針や必要なサービスの整備目標等を定めています。

今後、この計画に基づき施策の充実を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご指導・ご審議いただきました始良市地域自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査へのご協力とあわせて、貴重なご意見をいただいた市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和6年3月

始良市長 湯元 敏浩

目 次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画期間.....	4
4 計画の対象者.....	4
5 計画の策定体制.....	4
6 計画の推進体制.....	5
第2章 始良市における障がい者の状況.....	7
1 本市の障がい者の概況.....	7
2 障害福祉サービス等の提供体制.....	16
3 障がい者アンケート調査結果.....	18
4 第2次始良市障がい者計画の評価.....	41
5 第6期始良市障がい福祉計画及び第2期始良市障がい児福祉計画の評価.....	44
第2部 第3次始良市障がい者計画.....	49
第1章 計画の基本的な考え方.....	51
1 基本理念.....	51
2 基本方針.....	51
3 分野別施策の体系.....	52
第2章 分野別施策.....	53
1 安全・安心な生活環境の整備.....	53
2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	54
3 防災、防犯等の推進.....	55
4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	57
5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	58
6 保健・医療の推進.....	63
7 行政等における配慮の充実.....	64
8 教育の振興.....	65
9 雇用・就業、経済的自立の支援.....	67
10 文化芸術活動・スポーツ等の振興.....	69

第3部 第7期始良市障がい福祉計画・第3期始良市障がい児福祉計画	71
第1章 計画の基本的な考え方	73
1 基本方針	73
2 成果指標の設定	74
第2章 障害福祉サービスの見込量等	82
1 障害福祉サービスの見込量と確保方策	82
2 地域生活支援事業の見込量と確保方策	88
3 障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策	98
4 その他の活動指標	100
第4部 資料編	105
第1章 始良市地域自立支援協議会	107
1 設置要綱	107
2 委員名簿	111
第2章 用語解説	112

本計画における「障害」の「害」の字の表記について

昭和24年、国立身体障害者更生指導所設置法・身体障害者福祉法において、「害」の字が採用され、法律については「障害」の表記を使うことが一般的になっています。

しかし「害」という字が害悪等、あまり良い印象を与える文字ではなく、社会的価値観の形成を助長するのではないかという声もあり、近年書き方には様々な意見が出されています。

そのような流れも受けて現在の官公庁では「障がい」の表記を用いることが多くなってきました。

上記の議論はまだ現時点で決着はついていませんし、それぞれの立場からの意見であることもあり、まだまだ時間のかかる問題だと思います。

しかし近年の法制度は「障害」そのものを中心とするのではなく、障害を持つ「人」の状況から支援の方法を検討していく方向に変わっています。

本計画においては、「害」の字の表記について、「障がい者（障がい児）」「障がいのある人（児童）」というように可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や引用、施設名、事業名等の固有名詞については変更せず、「害」の字を使用しています。

このため本計画書では「害」と「がい」が混在する表記となっています。

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、目指す将来の姿と、それを実現していくために総合的に取り組むべき施策の柱である「第2次始良市総合計画」において、「可能性全開！夢と希望をはぐくむ まちづくり ～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～」を基本理念として掲げるとともに、政策の一つとして、「健康・福祉 誰もが安心していきいきと生きる」を掲げ、障がい者福祉施策の充実に取り組んできました。

また、本市の障がい者福祉施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにした「始良市障がい者計画」、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画「始良市障がい福祉計画・始良市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者福祉施策の推進を図ってきました。

令和5年度末において、現行の「第2次始良市障がい者計画」「第6期始良市障がい福祉計画・第2期始良市障がい児福祉計画」のそれぞれの計画期間が終了を迎えることから、国や県の障がい者施策の動向、本市の障がい者の現状・課題等を踏まえた見直しを行い、新たに「第3次始良市障がい者計画・第7期始良市障がい福祉計画・第3期始良市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

「始良市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき定められる「市町村障害者計画」に該当し、地域の障がいのある人の状況を踏まえ、障がい者福祉施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにする計画として定めるものです。

「始良市障がい福祉計画」及び「始良市障がい児福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」にそれぞれ該当し、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

策定にあたっては、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」の策定に係る基本指針として令和5年5月に告示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」をはじめ、国や県が示す方向性を踏まえて策定しました。

また、本市の目指す将来都市像を定めた「始良市総合計画」を踏まえるとともに、本市の地域福祉を総合的に推進するための計画である「始良市地域福祉計画」、その他福祉分野に係る各種計画とも整合性を図りつつ策定したものです。

3 計画期間

「第3次始良市障がい者計画」の計画期間を令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期始良市障がい福祉計画・第3期始良市障がい児福祉計画」の計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

計画名	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
障がい者計画	第3次始良市障がい者計画					
障がい福祉計画	第7期計画期間			第8期計画期間		
障がい児福祉計画	第3期計画期間			第4期計画期間		

4 計画の対象者

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号においては、「障害者」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています。

すなわち、本計画が対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者だけでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人等、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人とします。

なお、「障がい児」と区分している場合は、18歳未満の障がいのある幼児・児童生徒のことを示しますが、区分していない場合、年齢は問わないものとします。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、関係団体や学識経験者及び市民等の意見を広く求めるために設置している「始良市地域自立支援協議会」において、内容の検討を行いました。

また、障害者手帳所持者や、療育を必要とする子どもの保護者に対するアンケート調査を実施し、実情や意向、ニーズ等を踏まえた実効性のある計画策定のための基礎資料として活用するとともに、パブリックコメントの実施によって、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

6 計画の推進体制

(1) 市民参画による計画の推進

障がい者福祉施策は、福祉・保健・医療・教育・まちづくり・防災等の広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには様々な団体や組織、さらに市民の参画が不可欠です。

事業者・関係機関・行政を中心に、施策の展開を図りますが、その他、市民・ボランティア・NPO等の理解と協力により、地域ぐるみによる計画の推進を図ります。

(2) 障がい者自身等の参画促進

本計画に定めた施策やサービスの実効性を高めるため、計画の進捗状況や施策内容の充実方法等について、障がい者との意見交換の場を設け、障がい者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(3) 庁内推進体制の充実

障がい者福祉施策は、様々な分野にまたがることから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

今後、各課で実施する事業においては、障がい者福祉の視点を踏まえた実施がなされるよう、庁内において理解を深めるための方策について検討を進めます。

(4) 国や県との連携

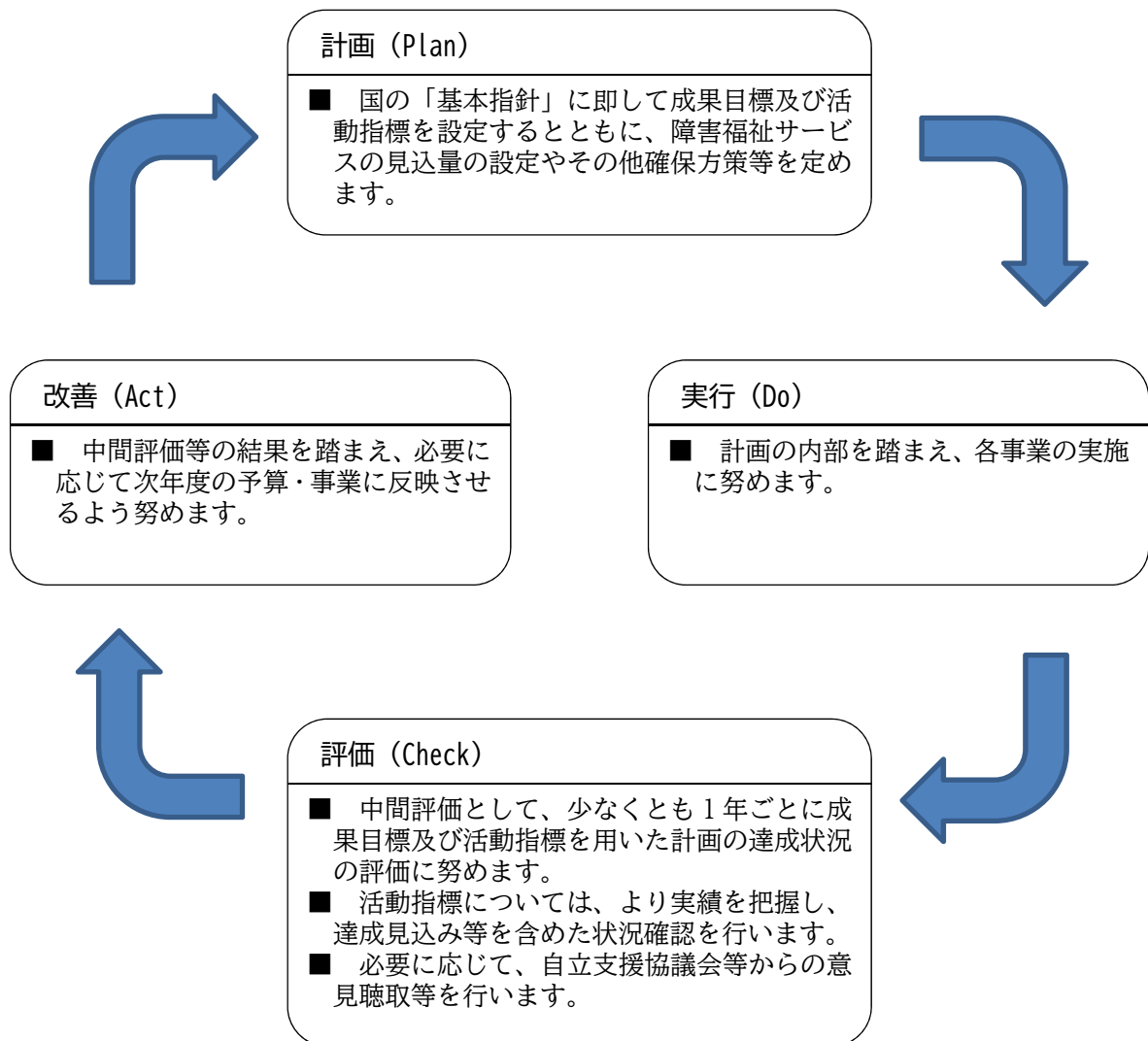
障がい者及び住民に最も身近な地方公共団体として、ニーズを的確に把握しながら、国や県に対し、必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

(5) 計画の評価・管理

① 計画の評価

P D C Aサイクルに沿って、定期的に評価分析を行い、必要な場合は計画を見直すなど、必要な措置を講じます。

「第7期始良市障がい福祉計画及び第3期始良市障がい児福祉計画」においては、基本指針や本市の実情に即して定めた数値目標を「成果目標」、各サービスの見込量等を「活動指標」として、それぞれ定めています。



② 計画の進行管理

計画の確実な実施を図るとともに、市の施策に障がい者の意見を反映させるため、障がい者やその家族・民生委員・関係機関や関係団体等をメンバーとする「始良市地域自立支援協議会」を設置しています。

同協議会は、主に障がい者福祉施策の推進に関する助言を行います。市はP D C Aサイクルに沿って事業を実施するとともに、事業の進捗状況や数値目標の達成状況等について点検・評価を実施し、個別の施策の展開にあたっては、同協議会に意見を求め、その意見を反映させるように努めます。

第2章 始良市における障がい者の状況

1 本市の障がい者の概況

(1) 障害者手帳所持者数

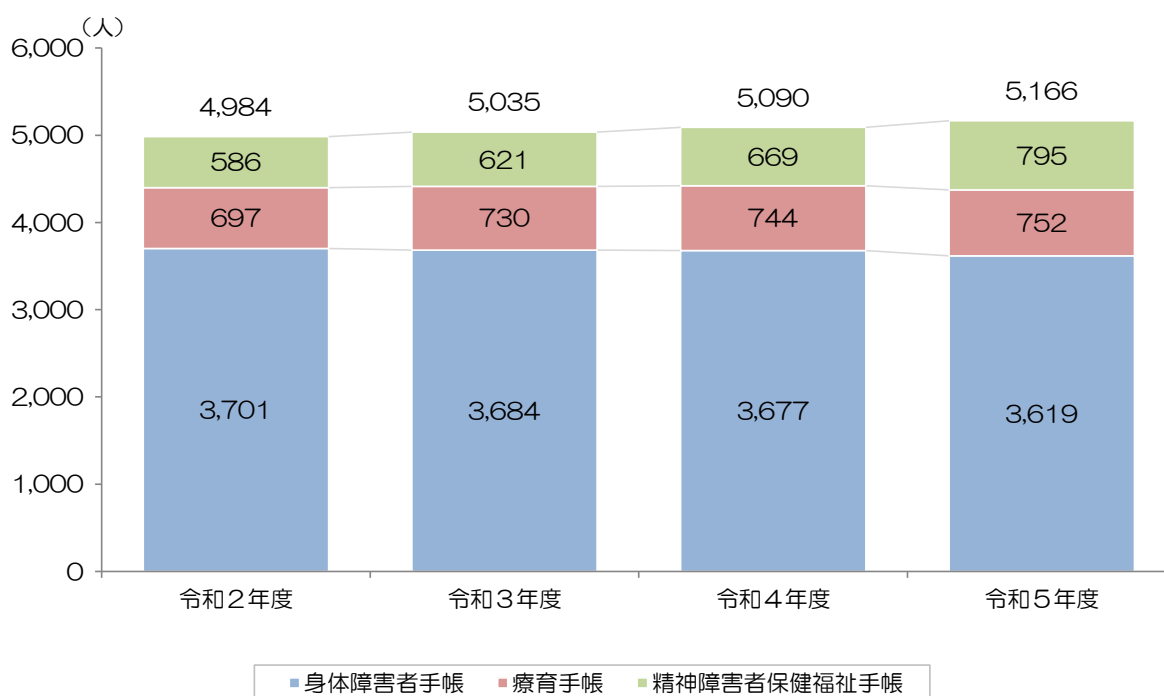
本市の障害者手帳所持者総数は微増しており、令和5年4月1日時点の所持者総数は5,166人となっています。

手帳種別でみると、令和5年度時点の療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数が令和2年度と比較して、それぞれ増加しています。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者手帳所持者総数	4,984	5,035	5,090	5,166
身体障害者手帳	3,701	3,684	3,677	3,619
療育手帳	697	730	744	752
精神障害者保健福祉手帳	586	621	669	795

※各年度4月1日現在



(2) 障害者手帳種別所持者数

① 身体障害者手帳

ア) 年齢区分別所持者数の推移

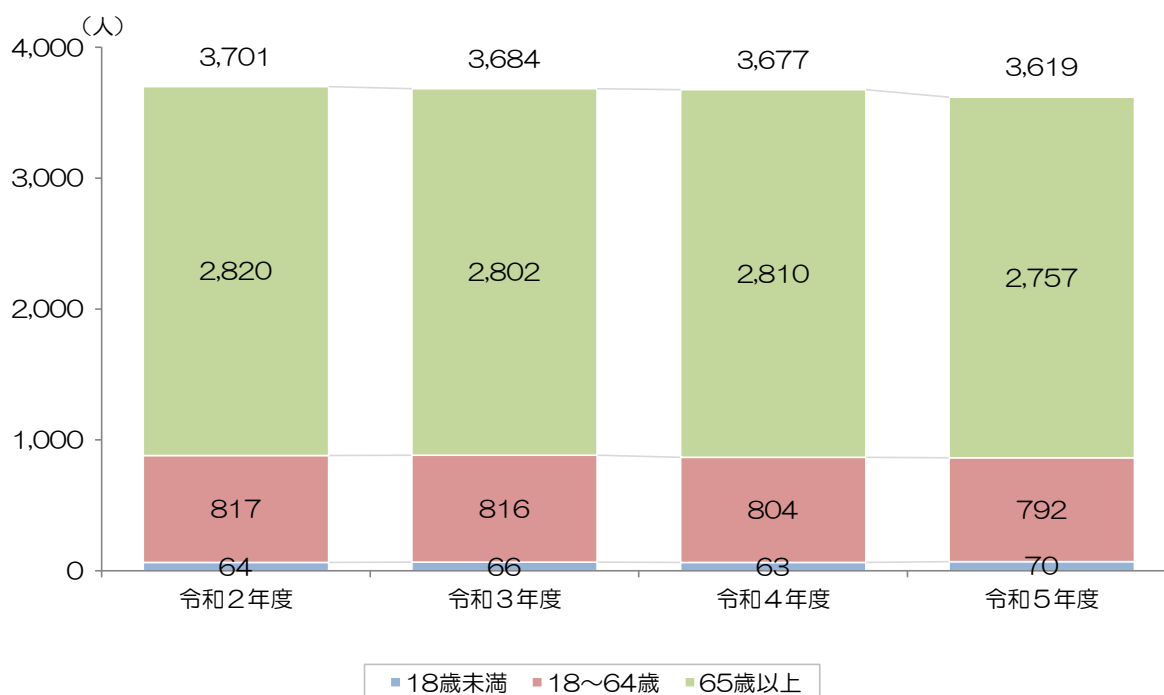
令和5年4月1日時点の身体障害者手帳所持者数は、令和2年度と比較して、82人少ない3,619人となっています。

年齢3区分別にみると、65歳以上が占める割合が7割を超え、手帳所持者の4人に3人は65歳以上となっています。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳所持者数	3,701	3,684	3,677	3,619
18歳未満	64	66	63	70
全体に占める割合	1.7%	1.8%	1.7%	1.9%
18～64歳	817	816	804	792
全体に占める割合	22.1%	22.1%	21.9%	21.9%
65歳以上	2,820	2,802	2,810	2,757
全体に占める割合	76.2%	76.1%	76.4%	76.2%

※各年4月1日現在



イ) 等級別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、1級が最も多く、次いで、4級が多くなっています。

年齢3区分別にみると、64歳以下では、1級に次いで、2級が多くなっており、65歳以上では、4級が最も多くなっています。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳所持者数	3,701	3,684	3,677	3,619
18歳未満	64	66	63	70
18～64歳	817	816	804	792
65歳以上	2,820	2,802	2,810	2,757
1級	1,134	1,127	1,131	1,111
18歳未満	35	38	36	42
18～64歳	280	276	283	280
65歳以上	819	813	812	789
2級	572	554	541	542
18歳未満	14	14	13	12
18～64歳	159	157	156	157
65歳以上	399	383	372	373
3級	640	625	627	595
18歳未満	10	10	11	11
18～64歳	117	118	115	115
65歳以上	513	497	501	469
4級	913	929	924	934
18歳未満	2	2	2	4
18～64歳	145	150	142	132
65歳以上	766	777	780	798
5級	206	208	211	209
18歳未満	3	2	1	1
18～64歳	63	60	58	58
65歳以上	140	146	152	150
6級	236	241	243	228
18歳未満	0	0	0	0
18～64歳	53	55	50	50
65歳以上	183	186	193	178

※各年度4月1日現在

ウ) 障がいの種類別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障がいが多くなっています。

年齢3区分別にみると、各年代で肢体不自由が最も多く、次いで、内部障がいが多くなっていますが、肢体不自由については、各年代において減少傾向にあります。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳所持者数	3,701	3,684	3,677	3,619
18歳未満	64	66	63	70
18～64歳	817	816	804	792
65歳以上	2,820	2,802	2,810	2,757
視覚障がい	205	205	194	185
18歳未満	1	2	2	2
18～64歳	41	41	39	39
65歳以上	163	162	153	144
聴覚平衡障がい	407	412	415	413
18歳未満	5	4	5	7
18～64歳	59	57	57	61
65歳以上	343	351	353	345
音声言語障がい	41	39	39	68
18歳未満	0	0	0	0
18～64歳	10	10	11	18
65歳以上	31	29	28	50
肢体不自由	1,930	1,892	1,860	1,807
18歳未満	44	44	40	42
18～64歳	476	469	462	454
65歳以上	1,410	1,379	1,358	1,311
内部障がい	1,118	1,136	1,169	1,146
18歳未満	14	16	16	19
18～64歳	231	239	235	220
65歳以上	873	881	918	907

※各年度4月1日現在

工) 等級・障がいの種類別所持者数の状況

本市の身体障害者手帳所持者数を等級及び障がいの種類別にみると、全体では、肢体不自由が最も多くなっていますが、1級では内部障がいが、6級では肢体不自由と聴覚障がいが同数で最も多くなっています。

(単位：人)

区 分	全体	視覚	聴覚	言語	肢体不自由	内部
身体障害者手帳所持者数	3,619	185	413	68	1,807	1,146
構成比	100.0%	5.1%	11.4%	1.9%	49.9%	31.7%
1級	1,111	65	17	26	418	585
構成比	100.0%	5.9%	1.5%	2.3%	37.6%	52.7%
2級	542	64	78	10	374	16
構成比	100.0%	11.8%	14.4%	1.8%	69.0%	3.0%
3級	595	14	34	21	302	224
構成比	100.0%	2.4%	5.7%	3.5%	50.8%	37.6%
4級	934	12	174	11	416	321
構成比	100.0%	1.3%	18.6%	1.2%	44.5%	34.4%
5級	209	20	1	0	188	0
構成比	100.0%	9.6%	0.5%	0.0%	90.0%	0.0%
6級	228	10	109	0	109	0
構成比	100.0%	4.4%	47.8%	0.0%	47.8%	0.0%

※令和5年4月1日現在

② 療育手帳

ア) 年齢区分別所持者数の推移

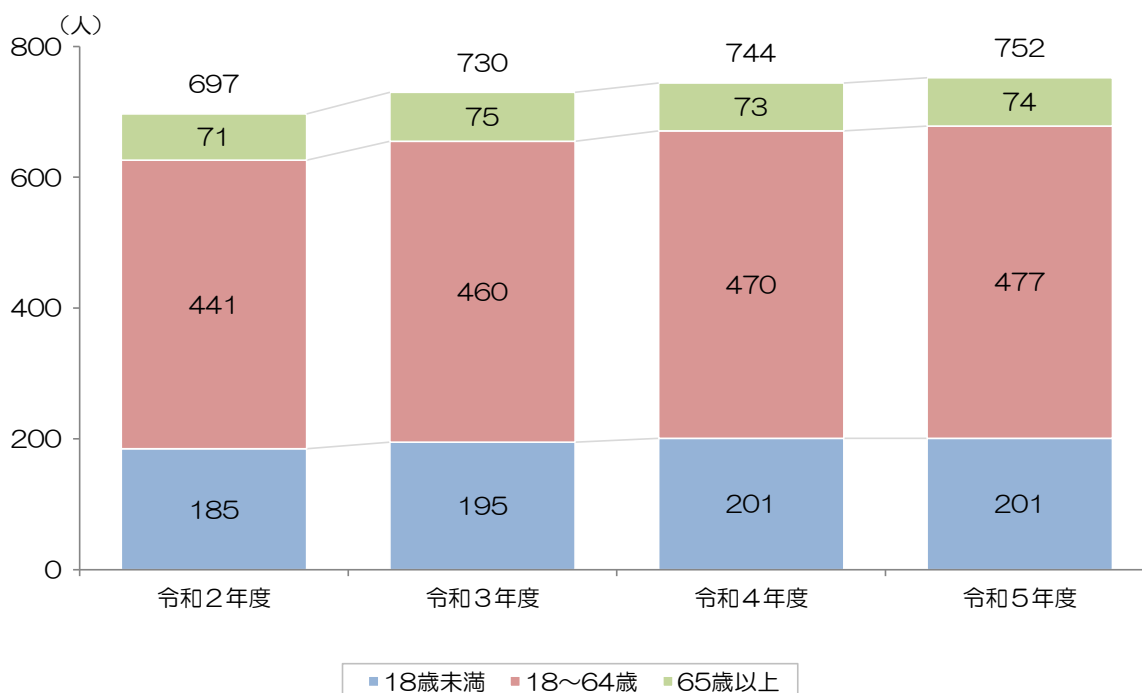
本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年4月1日時点の所持者数は752人となっています。

年齢3区分別にみると、各年代において、増加傾向にあります。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療育手帳所持者数	697	730	744	752
18歳未満	185	195	201	201
全体に占める割合	26.5%	26.7%	27.0%	26.7%
18～64歳	441	460	470	477
全体に占める割合	63.3%	63.0%	63.2%	63.4%
65歳以上	71	75	73	74
全体に占める割合	10.2%	10.3%	9.8%	9.8%

※各年度4月1日現在



イ) 等級別所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数を等級別にみると、B2が最も多く、次いで、B1が多くなっています。

令和5年度時点の療育手帳所持者数は、令和2年度と比較して、多くの等級で増加しています。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療育手帳所持者数	697	730	744	752
18歳未満	185	195	201	201
18～64歳	441	460	470	477
65歳以上	71	75	73	74
A 最重度	1	1	1	1
18歳未満	0	0	0	0
18～64歳	0	0	0	0
65歳以上	1	1	1	1
A1 重度	148	153	152	155
18歳未満	24	27	26	29
18～64歳	107	110	110	108
65歳以上	17	16	16	18
A2 重度	144	139	147	147
18歳未満	30	24	31	29
18～64歳	93	94	95	96
65歳以上	21	21	21	22
B 中度	1	1	1	0
18歳未満	0	0	0	0
18～64歳	0	0	0	0
65歳以上	1	1	1	0
B1 中度	186	198	191	201
18歳未満	41	40	36	40
18～64歳	119	127	125	132
65歳以上	26	31	30	29
B2 軽度	217	238	252	248
18歳未満	90	104	108	103
18～64歳	122	129	140	141
65歳以上	5	5	4	4

※各年度4月1日現在

③ 精神障害者保健福祉手帳

ア) 年齢区分別所持者数の推移

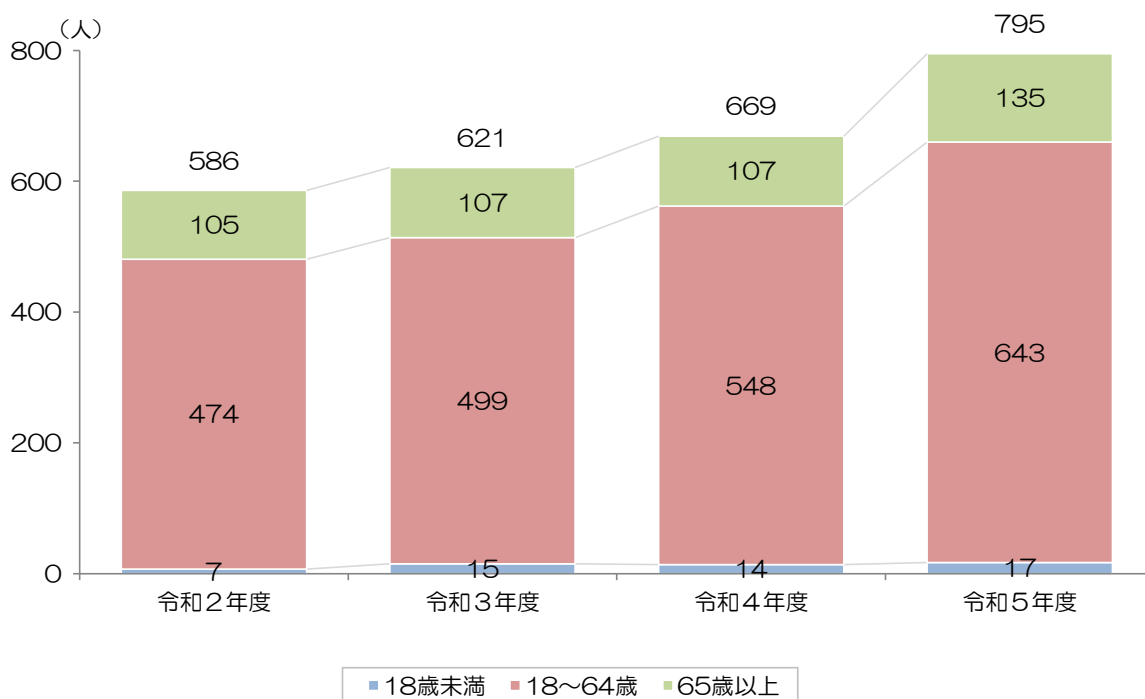
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年4月1日時点の所持者数は795人となっています。

年齢3区分別にみると、各年代において、増加傾向にあります。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	586	621	669	795
18歳未満	7	15	14	17
全体に占める割合	1.2%	2.4%	2.1%	2.1%
18～64歳	474	499	548	643
全体に占める割合	80.9%	80.4%	81.9%	80.9%
65歳以上	105	107	107	135
全体に占める割合	17.9%	17.2%	16.0%	17.0%

※各年度4月1日現在



イ) 等級別所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級が最も多く、次いで、3級が多くなっています。

令和5年度時点の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年度と比較して、全ての等級で増加しています。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	586	621	669	795
上記のうち、65歳以上	105	107	107	135
1級	15	14	13	19
上記のうち、65歳以上	10	7	6	9
2級	431	458	503	599
上記のうち、65歳以上	80	81	82	104
3級	140	149	153	177
上記のうち、65歳以上	15	19	19	22

※各年度4月1日現在

2 障害福祉サービス等の提供体制

(1) 障害福祉サービスの提供事業所数及び利用者数

サービス	事業所数			利用者数		
	令和3年	令和5年	令和3年からの増減	令和3年	令和5年	令和3年からの増減
居宅介護	11	13	2	78	81	3
重度訪問介護	11	13	2	10	8	▲2
行動援護	2	1	▲1	5	2	▲3
同行援護	4	5	1	16	14	▲2
生活介護	12	13	1	201	204	3
療養介護	1	1	0	31	31	0
短期入所	5	6	1	31	44	13
施設入所支援	3	3	0	105	106	1
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
自立訓練（機能訓練）	1	1	0	3	1	▲2
自立訓練（生活訓練）	0	0	0	4	6	2
宿泊型自立訓練	0	0	0	0	1	1
就労移行支援	3	2	▲1	12	6	▲6
就労継続支援A型	7	8	1	82	100	18
就労継続支援B型	16	22	6	275	322	47
就労定着支援	0	0	0	1	1	0
共同生活援助	12	14	2	117	139	22
地域移行支援	1	1	0	5	4	▲1
地域定着支援	1	1	0	0	0	0
自立生活援助	0	0	0	1	1	0
指定特定相談支援	8	9	1	145	160	15

※事業所数は本市内に所在する事業所数（各年4月1日時点）

利用者数は市外事業所の利用も含む1月あたりの利用者数。令和5年値は年度途中の実績を踏まえた見込値

(2) 地域生活支援事業の提供事業所数及び利用者数

サービス	事業所数			利用者数		
	令和3年	令和5年	令和3年からの増減	令和3年	令和5年	令和3年からの増減
相談支援	6	6	0	4,583	6,000	1,417
地域活動支援センター	3	2	▲1	144	75	▲69
日中一時支援	15	14	▲1	97	72	▲25
移動支援	6	5	▲1	80	68	▲12
訪問入浴	1	1	0	257	228	▲29

※事業所数は本市内に所在する事業所数（各年4月1日時点）

利用者数は市外事業所の利用も含む年間利用者数。令和5年値は年度途中の実績を踏まえた見込値

(3) 障がい児支援に関するサービスの提供事業所数及び利用者数

サービス	事業所数			利用者数		
	令和3年	令和5年	令和3年からの増減	令和3年	令和5年	令和3年からの増減
児童発達支援	16	30	14	263	251	▲12
放課後等デイサービス	21	31	10	361	527	166
保育所等訪問支援	4	7	3	27	74	47
指定障害児相談支援	6	9	3	141	297	156
居宅訪問型児童発達支援	0	2	2	0	0	0

※事業所数は本市内に所在する事業所数（各年4月1日時点）

利用者数は市外事業所の利用も含む1月あたりの利用者数。令和5年値は年度途中の実績を踏まえた見込値

3 障がい者アンケート調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

「第3次障がい者計画、第7期始良市障がい福祉計画及び第3期始良市障がい児福祉計画」の策定にあたり、障がい者を取り巻く状況や福祉に係るニーズ等を把握することを目的としました。

② 調査時期

令和5年2月～3月

③ 調査対象

障害者手帳所持者、難病患者、療育を要する始良市民等から、障がい者調査の対象として18歳以上の市民800人、障がい児調査の対象として18歳未満の市民200人をそれぞれ抽出しました（障がい児調査については、保護者を対象者として実施）。

④ 調査方法

郵送配布・郵送回収及びWEBフォームへの回答

⑤ 調査票配布・回収状況

調査種別	障がい者調査（18歳以上）	障がい児調査（18歳未満）
配布数	800	200
有効回答数	390	99
有効回答率	48.8%	49.5%

⑥ 調査結果利用上の注意点

- ・ 回答率は百分率の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合や、数値を足し合わせた際の数値が表記されている数値を足し合わせた数値と一致しない場合があります。
- ・ 複数回答を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・ 図表等は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

(2) 調査結果概要

① 住まいや暮らし

ア) 現在の住まい（障がい者調査）

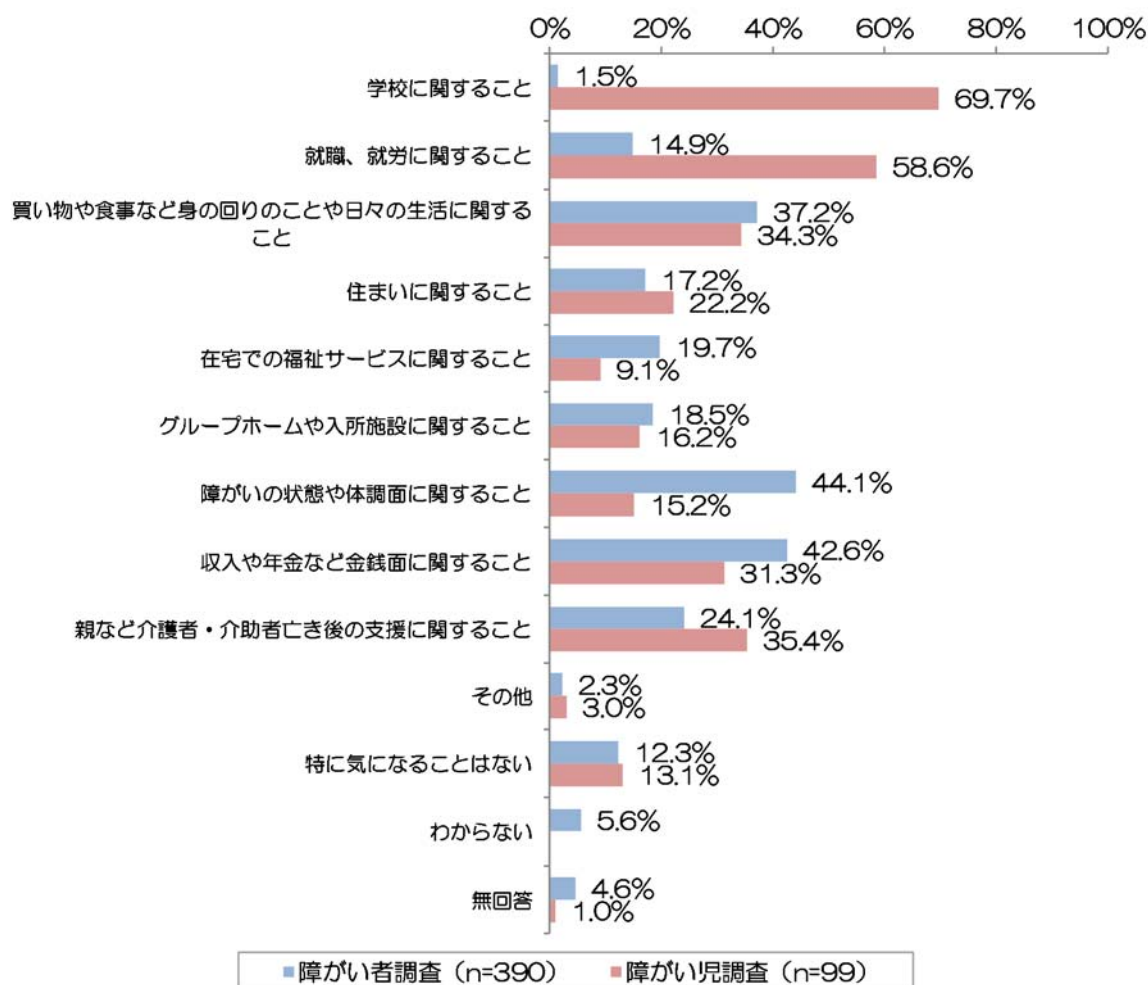
「自宅（持ち家、賃貸、社宅など）」が76.7%と最も高く、次いで、「グループホーム、福祉ホーム」の5.6%、「親族や知人・友人の家」「障害者支援施設」の3.8%の順となっています。

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
自宅（持ち家、賃貸、社宅など）	299	76.7%	
親族や知人・友人の家	15	3.8%	3.8%
グループホーム、福祉ホーム	22	5.6%	5.6%
障害者支援施設	15	3.8%	3.8%
病院に入院中	14	3.6%	3.6%
介護保険関係の施設	11	2.8%	2.8%
その他	5	1.3%	1.3%
無回答	9	2.3%	2.3%
サンプル数	390	100.0%	

イ) 将来について気になること（障がい者調査・障がい児調査）

障がい者調査では、「障がいの状態や体調面に関すること」が44.1%と最も高く、次いで、「収入や年金など金銭面に関すること」の42.6%、「買い物や食事など身の回りのことや日々の生活に関すること」の37.2%の順となっています。

障がい児調査では、「学校に関すること」が69.7%と最も高く、次いで、「就職、就労に関すること」の58.6%、「親など介護者・介助者亡き後の支援に関すること」の35.4%の順となっています。



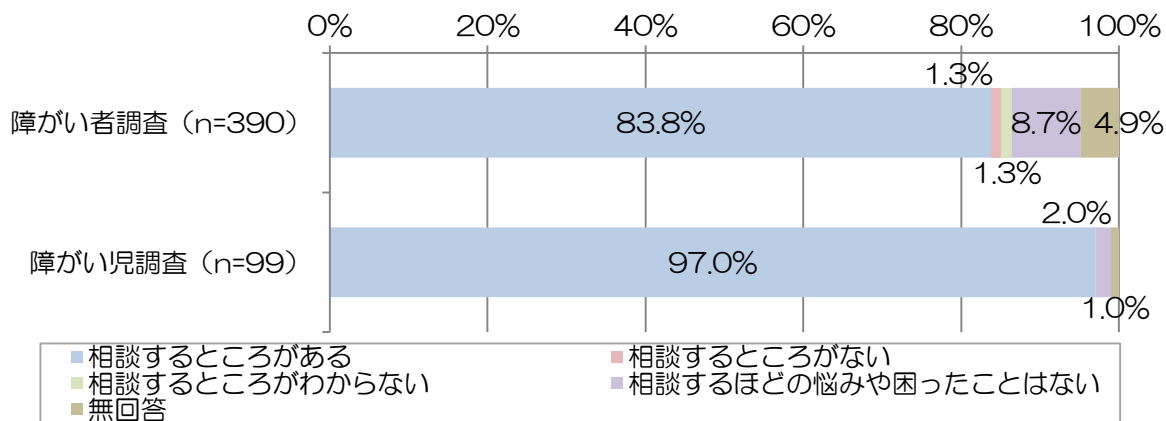
※複数回答可

「わからない」は障がい者調査のみに設定

ウ) 悩みや困りごとの相談相手の有無（障がい者調査・障がい児調査）

「相談するところがない」もしくは「相談するところがない」と回答した割合は、障がい者調査：2.6%、障がい児調査：0.0%となっており、ほとんどの障がい者（保護者含む）が何らかの相談先を持っていると言えます。

「相談するところがない」もしくは「相談するところがない」と回答した割合は、平成 29 年調査と比較して、障がい者調査・障がい児調査ともに低下しています。



調査結果の推移

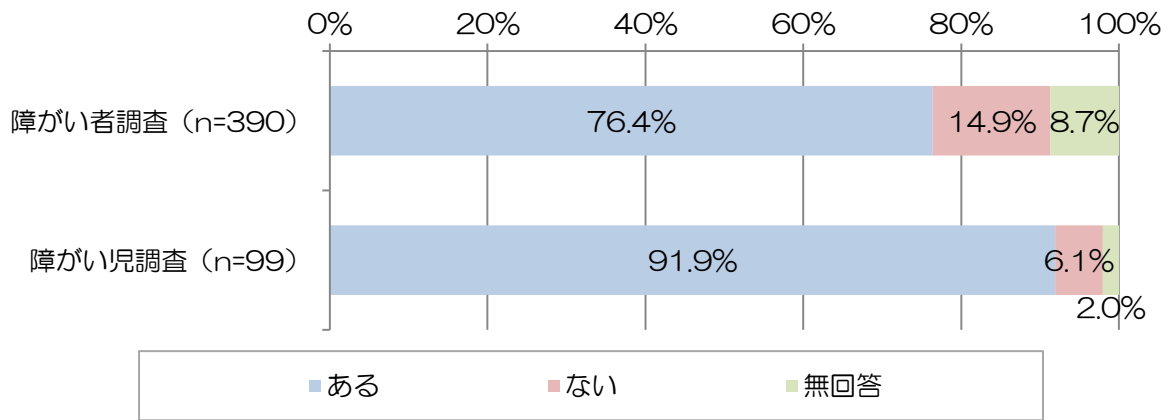
悩みや困りごとの相談先がない障がい者の割合	H29年調査	R2年調査	R5年調査
・障がい者調査	7.5%	3.2%	2.7%
・障がい児調査	3.3%	0.0%	0.0%

※値は「無回答」を除外した数値

工) 障がいや福祉サービス等に関する情報入手機会の有無(障がい者調査・障がい児調査)

障がいや福祉サービス等に関する情報入手の機会が「ある」と回答した割合は、障がい者調査：76.4%、障がい児調査：91.9%となっています。

令和2年調査と比較して、障がい者調査・障がい児調査ともに上昇しています。



調査結果の推移

障がいや福祉サービス等に関する情報入手の機会がある障がい者の割合	R 2年調査	R 5年調査
・ 障がい者調査	78.3%	83.7%
・ 障がい児調査	89.1%	93.8%

※値は「無回答」を除外した数値

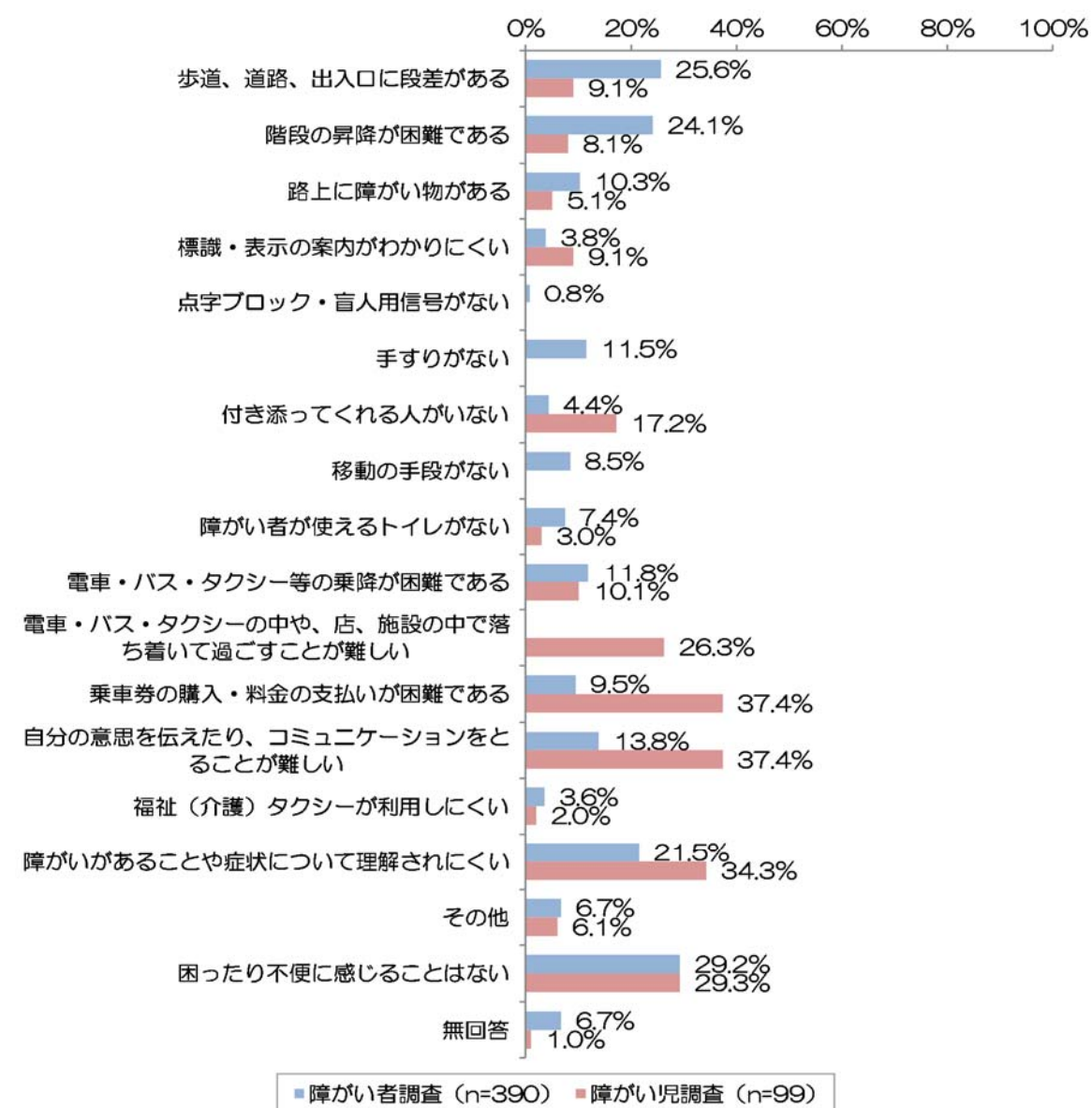
② 外出

ア) 外出時の困りごと（障がい者調査・障がい児調査）

外出時の具体的な困りごとについて、障がい者調査では、「歩道、道路、出入口に段差がある」が25.6%と最も高く、次いで、「階段の昇降が困難である」の24.1%、「障がいがあることや症状について理解されにくい」の21.5%の順となっています。

障がい児調査では、「乗車券の購入・料金の支払いが困難である」「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい」が37.4%と最も高く、次いで、「障がいがあることや症状について理解されにくい」の34.3%の順となっています。

（無回答を除外した）何かしらの困りごとがあると回答した割合は、障がい者調査：68.7%、障がい児調査：70.4%となっており、平成29年調査と比較すると、障がい児調査では8.5ポイント低下したものの、障がい者調査では5.9ポイント上昇しています。



※複数回答可

「点字ブロック・盲人用信号がない」「手すりがない」「移動の手段がない」は障がい者調査のみに、「電車・バス・タクシーの中や、店、施設の中で落ち着いて過ごすことが難しい」は障がい児調査のみに設定

調査結果の推移

外出時の困りごとを抱えている障がい者の割合	H29年調査	R2年調査	R5年調査
・障がい者調査	62.8%	68.5%	68.7%
・障がい児調査	78.9%	74.5%	70.4%

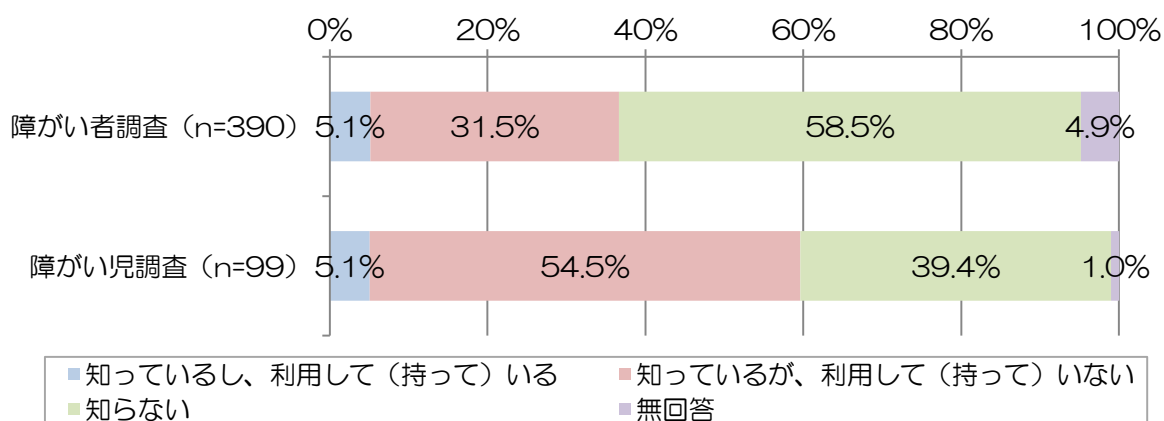
※値は「無回答」を除外した数値

イ) ヘルプマークの認知と利用状況（障がい者調査・障がい児調査）

ヘルプマークを利用して（持って）いる割合は、障がい者調査・障がい児調査ともに 5.1% となっています。

ヘルプマークを認知している割合は、障がい者調査：36.7%、障がい児調査：59.6% となっています。

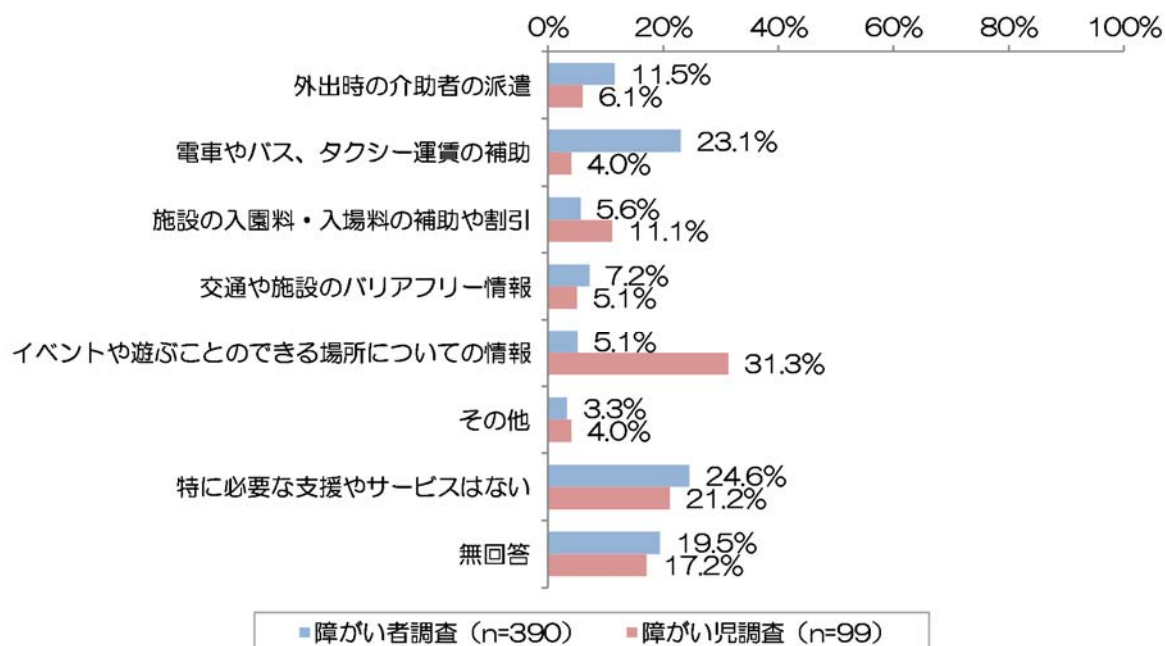
「知らない」と回答した割合が、障がい者の約 6 割、障がい児保護者の約 4 割を占めていることから、今後、周知を図っていく必要があると考えられます。



ウ) 外出時に必要な支援・サービス（障がい者調査・障がい児調査）

外出時に必要な具体的支援・サービスについて、障がい者調査では、「電車やバス、タクシー運賃の補助」が23.1%と最も高く、次いで、「外出時の介助者の派遣」の11.5%、「交通や施設のバリアフリー情報」の7.2%の順となっています。

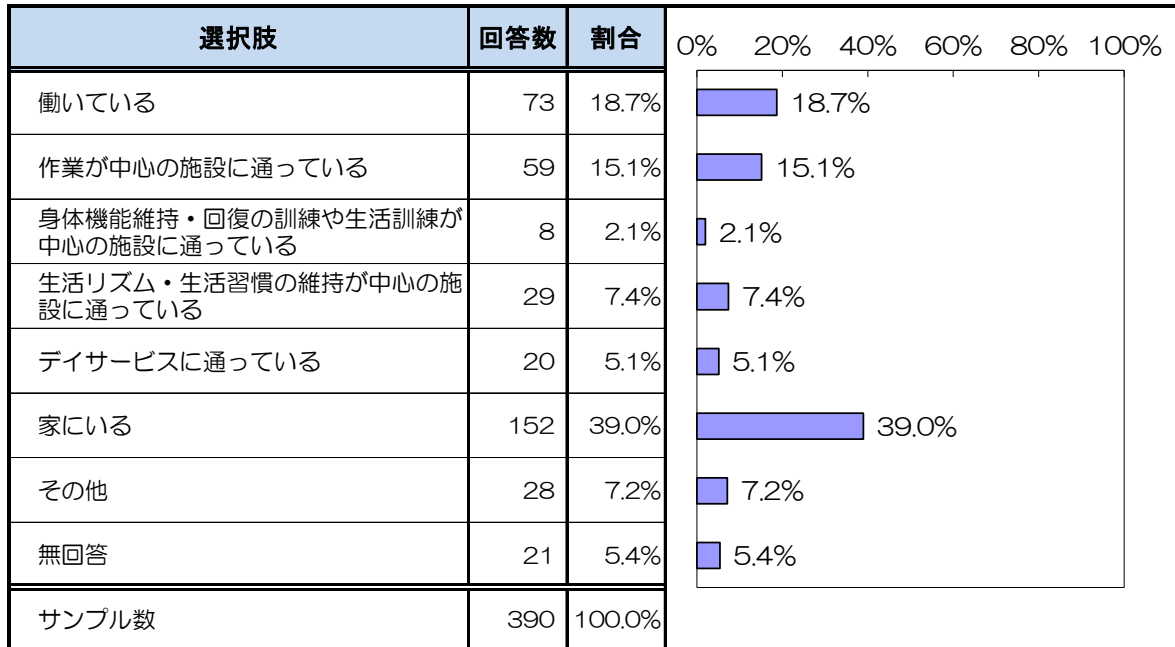
障がい児調査では、「イベントや遊ぶことのできる場所についての情報」が31.3%と最も高く、次いで、「施設の入園料・入場料の補助や割引」の11.1%、「外出時の介助者の派遣」の6.1%の順となっています。



③ 就労

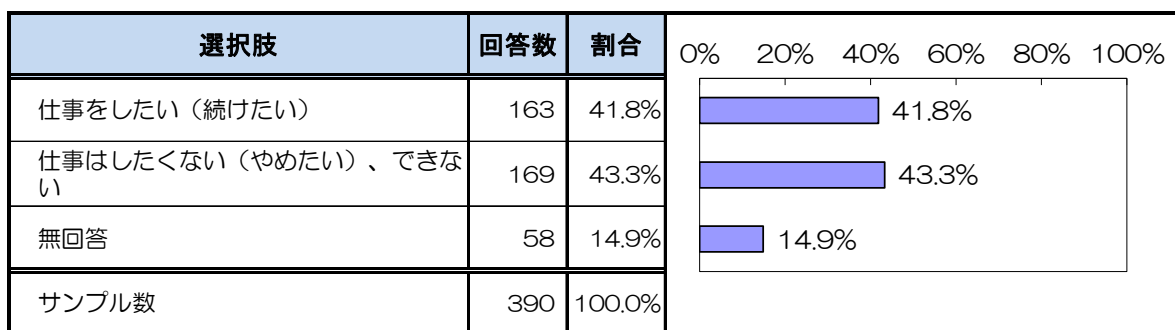
ア) 就労状況（障がい者調査）

「働いている」もしくは「作業が中心の施設に通っている」と回答した割合は33.8%となっています。






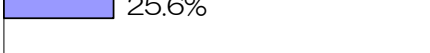
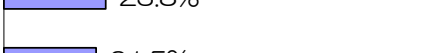





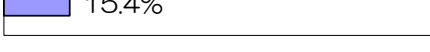
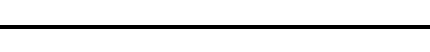
イ) 今後の就労希望（障がい者調査）

「仕事をしたい（続けたい）」と回答した割合が41.8%となっており、現在の就労状況と比較して差が生じていることから、就労希望を実現するための取組が必要であると考えられます。



ウ) 障がい者への就労支援として必要なこと（障がい者調査）

「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」「職場の上司や同僚に障がいの理解があり、職場で介助や援助等が受けられること」が37.2%と最も高く、次いで、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の27.2%の順となっており、障がい者の就労には事業者の理解・配慮が不可欠であると考えられます。

選択肢	回答数	割合	0%	20%	40%	60%	80%	100%
勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	145	37.2%						
職場の上司や同僚に障がいの理解があり、職場で介助や援助等が受けられること	145	37.2%						
短時間勤務や勤務日数等の配慮	106	27.2%						
通勤手段の確保	100	25.6%						
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	93	23.8%						
仕事についての職場外での相談対応、支援	84	21.5%						
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	76	19.5%						
在宅勤務の拡充	64	16.4%						
企業ニーズに合った就労訓練	57	14.6%						
その他	15	3.8%						
特にない	83	21.3%						
無回答	60	15.4%						
サンプル数	390	—						

※複数回答可

④ 障害福祉サービス等

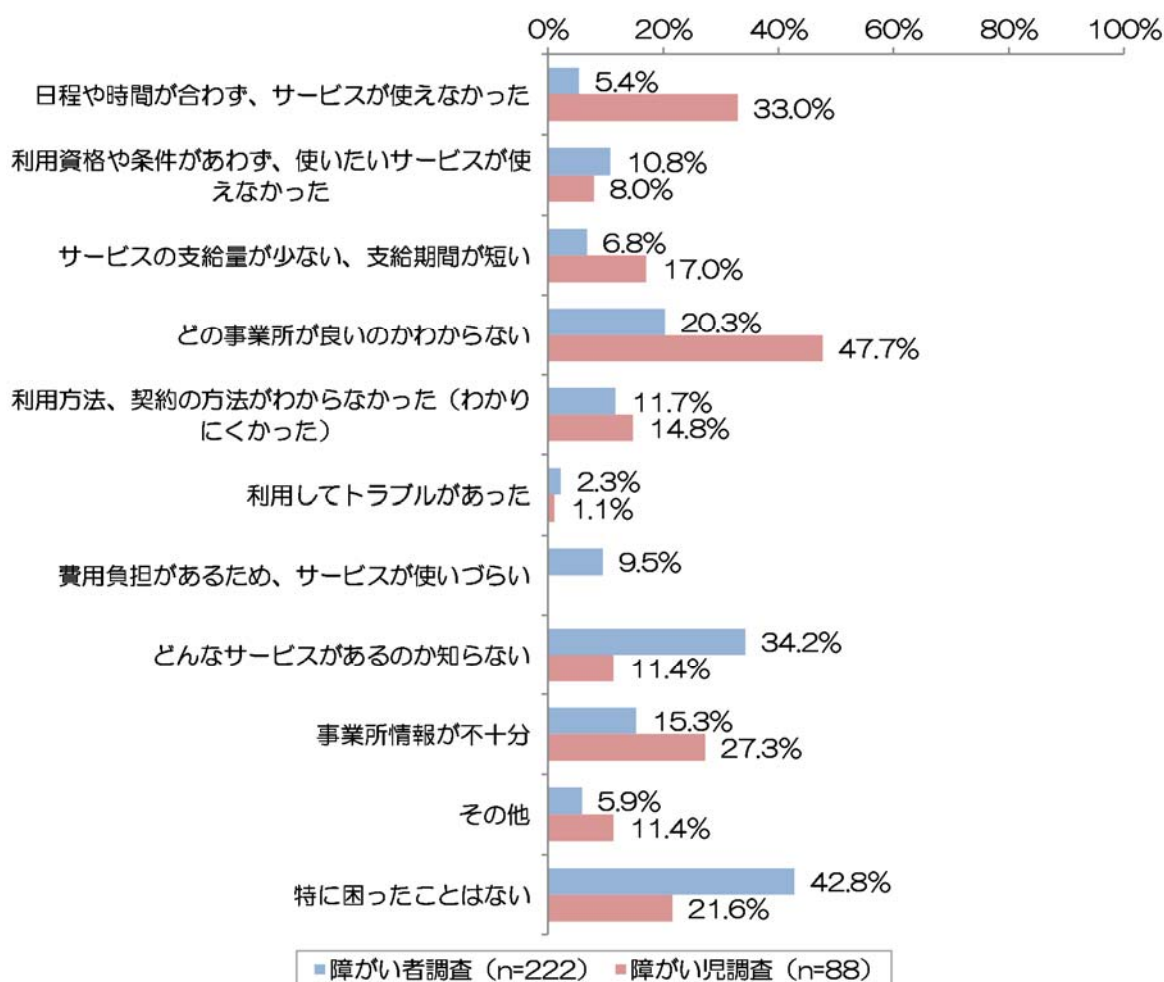
ア) 福祉サービス利用時の困りごと（障がい者調査・障がい児調査）

福祉サービス利用時の具体的な困りごとについて、障がい者調査では、「どんなサービスがあるのか知らない」が34.2%と最も高く、次いで、「どの事業所が良いのかわからない」の20.3%、「事業所情報が不十分」の15.3%の順となっています。

障がい児調査では、「どの事業所が良いのかわからない」が47.7%と最も高く、次いで、「日程や時間が合わず、サービスが使えなかった」の33.0%、「事業所情報が不十分」の27.3%の順となっています。

何かしらの困りごとがあると回答した割合は、障がい者調査：57.2%、障がい児調査：78.4%となっており、調査結果の推移をみると、障がい者調査では上昇が続き、障がい児調査においては、令和2年調査と比較して、16.2ポイント上昇しています。

障がい者調査・障がい児調査ともに、サービスや事業所に関する情報の入手に係る割合が高くなっていることから、サービスや事業所に関する情報提供体制の充実を重点的に推進する必要があると考えられます。



※複数回答可

値は「福祉サービスを利用したことがない」「無回答」を除外した数値

「費用負担があるため、サービスが使いづらい」は障がい者調査のみに設定

調査結果の推移

福祉サービス利用時の困りごとを抱えている障がい者の割合	H29年調査	R2年調査	R5年調査
・障がい者調査	47.6%	50.3%	57.2%
・障がい児調査	80.9%	62.2%	78.4%

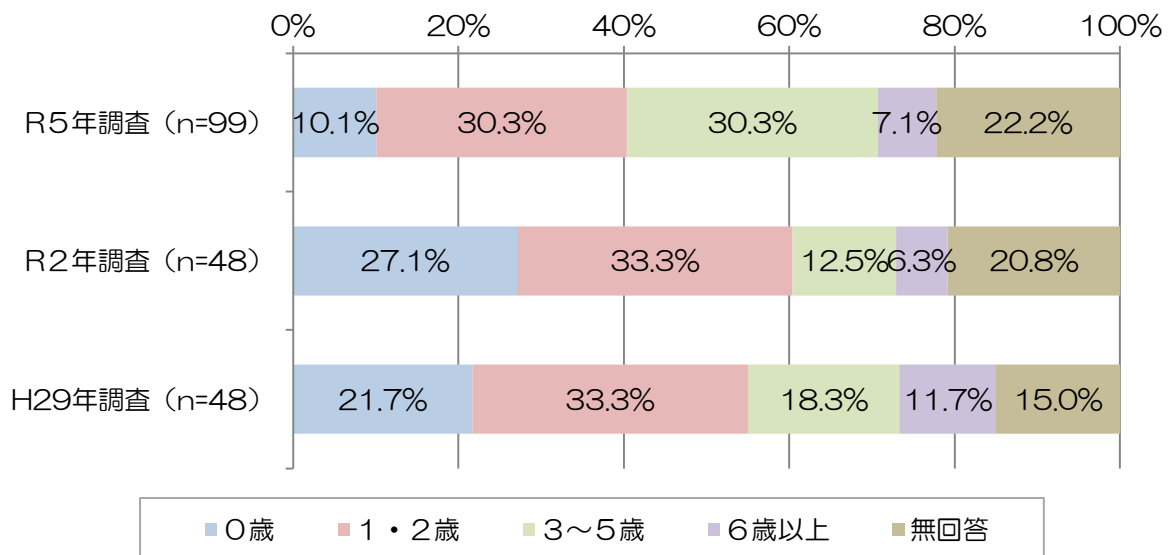
※値は「福祉サービスを利用したことがない」「わからない」「無回答」を除外した数値

⑤ 療育・教育

ア) 発達の不安や障がいに気付いた年齢（障がい児調査）

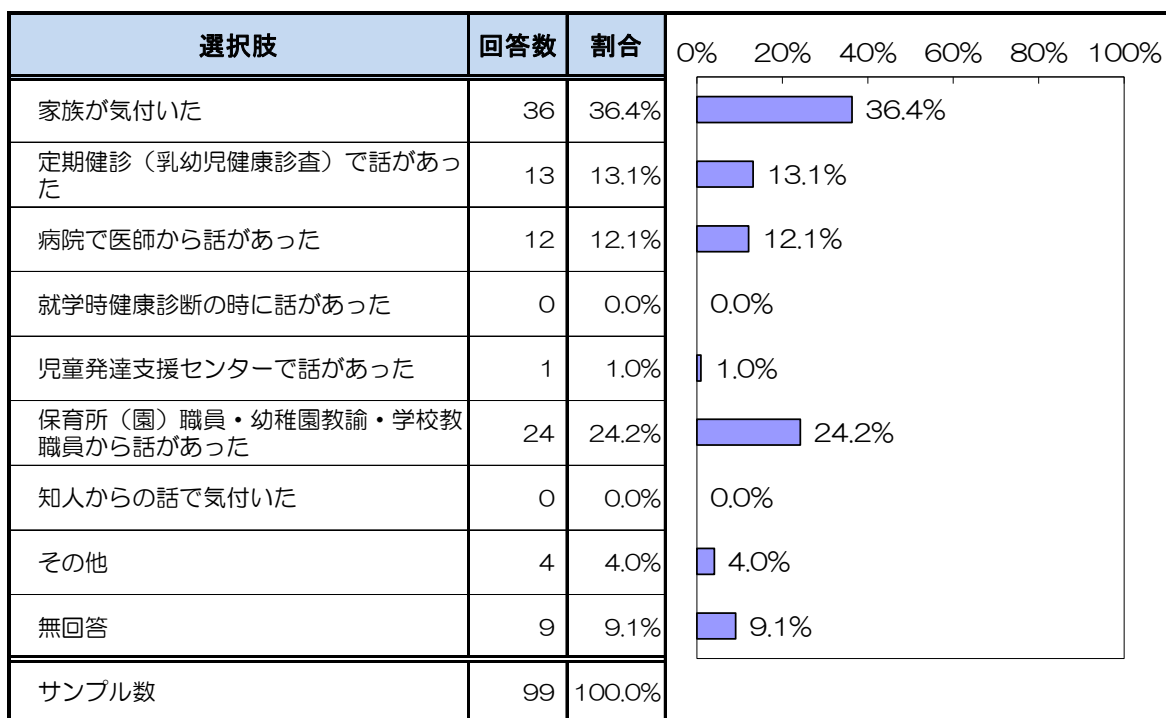
「1・2歳」「3～5歳」が30.3%と最も高く、次いで、「0歳」の10.1%の順となっています。

令和2年調査と比較すると、「0歳」の割合が低下するとともに、「3～5歳」の割合が上昇しており、発達の不安や障がいに気付いた年齢が上昇しています。



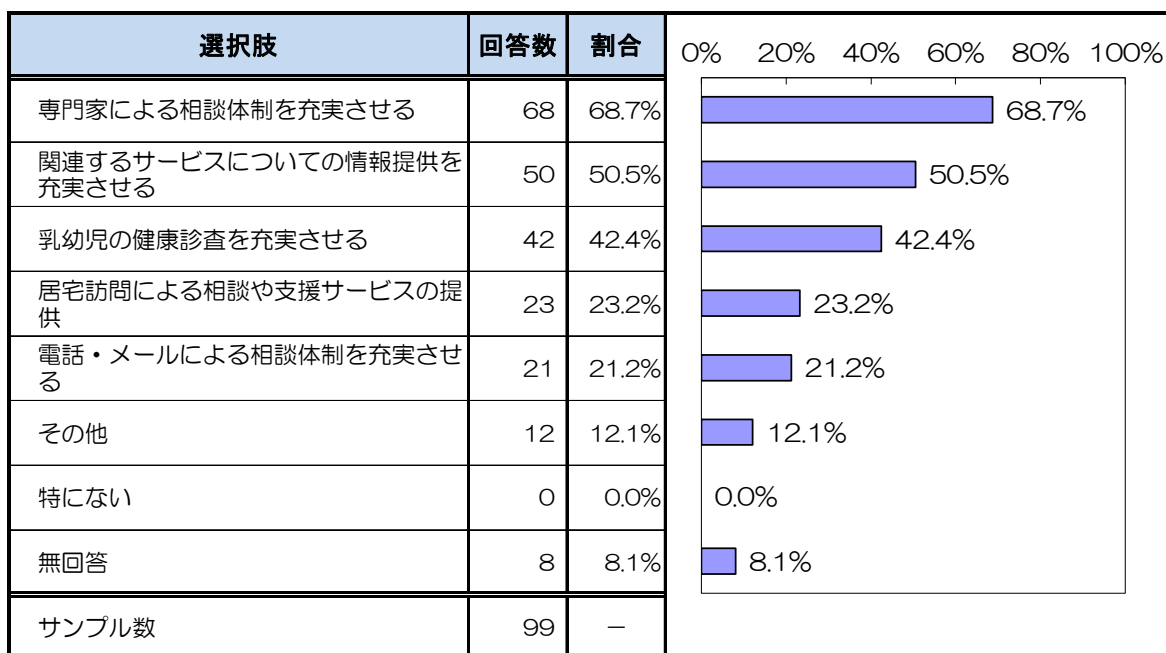
イ) 発達の不安や障がいに気付いたきっかけ（障がい児調査）

「家族が気付いた」が36.4%と最も高く、次いで、「保育所（園）職員・幼稚園教諭・学校教職員から話があった」の24.2%、「定期健診（乳幼児健康診査）で話があった」の13.1%の順となっています。



ウ) 早期支援に必要なこと（障がい児調査）

「専門家による相談体制を充実させる」が68.7%と最も高く、次いで、「関連するサービスについての情報提供を充実させる」の50.5%、「乳幼児の健康診査を充実させる」の42.4%の順となっています。



※複数回答可

工) 充実すべき療育・教育・支援（障がい児調査）

「友達など人との関わり方に対する支援」が69.7%と最も高く、次いで、「会話などコミュニケーションに対する支援」の63.6%、「言葉や読み書きの指導、補習の実施など学習に対する支援」の44.4%の順となっています。

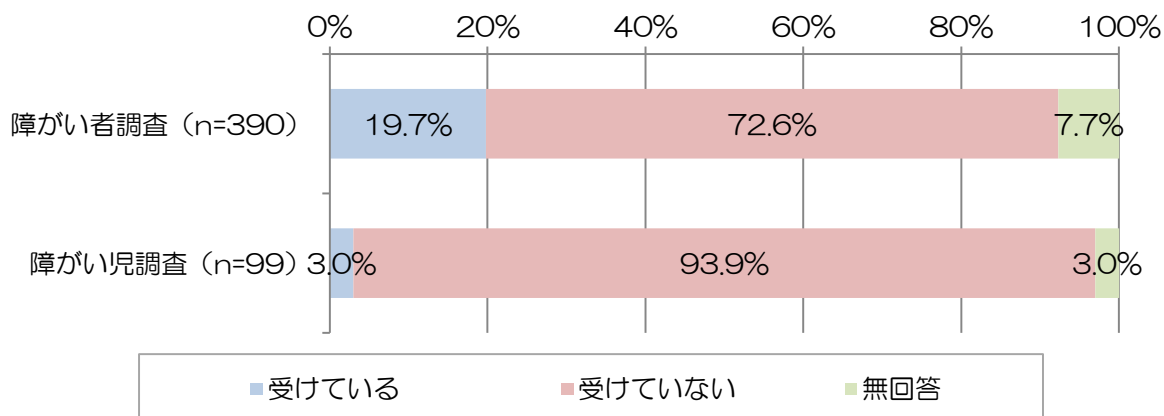
選択肢	回答数	割合	0%	20%	40%	60%	80%	100%	
友達など人との関わり方に対する支援	69	69.7%							69.7%
会話などコミュニケーションに対する支援	63	63.6%							63.6%
言葉や読み書きの指導、補習の実施など学習に対する支援	44	44.4%							44.4%
送り迎えなど通所・通園・通学に対するサービス	43	43.4%							43.4%
施設や保育所（園）職員・幼稚園教諭・学校教職員のスキルアップ	41	41.4%							41.4%
療育を行う施設の増設	38	38.4%							38.4%
保護者への支援	37	37.4%							37.4%
療育の内容や施設についての情報	36	36.4%							36.4%
就労に向けた教育・支援	34	34.3%							34.3%
施設や学校の整備	34	34.3%							34.3%
放課後や長期休暇の過ごし方に対する支援	34	34.3%							34.3%
費用に対する補助	30	30.3%							30.3%
トイレや食事など日常生活に対する支援	27	27.3%							27.3%
自宅での療育	16	16.2%							16.2%
クラブ、部活動などの課外活動	12	12.1%							12.1%
医療的ケアが必要な児童・生徒への支援	9	9.1%							9.1%
その他	4	4.0%							4.0%
特になし	5	5.1%							5.1%
支援やサービスを受けていないためわからない	0	0.0%							0.0%
無回答	1	1.0%							1.0%
サンプル数	99	—							

※複数回答可

⑥ 医療的ケア

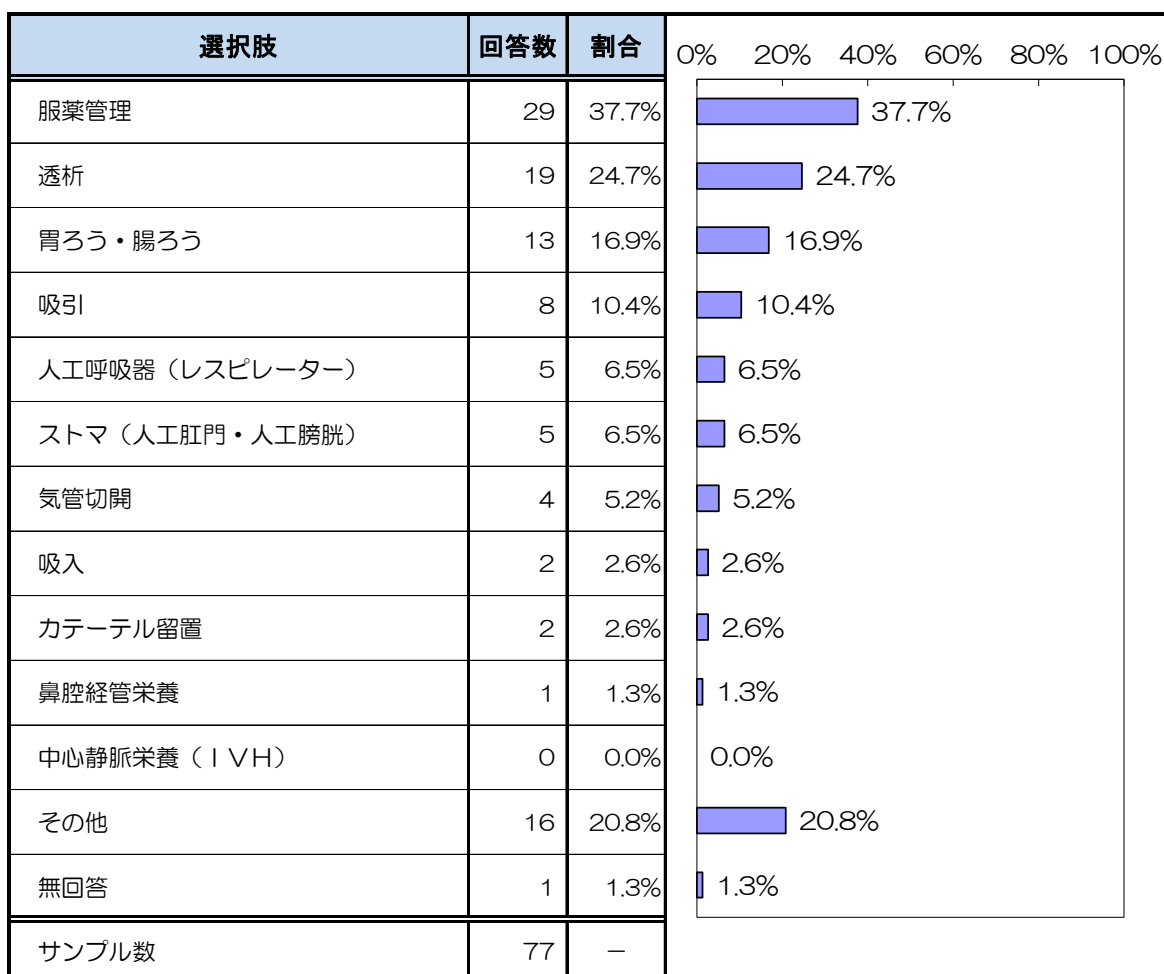
ア) 医療的ケアの状況（障がい者調査・障がい児調査）

現在、医療的ケアを受けている人の割合は、障がい者調査：19.7%、障がい児調査：3.0%となっています。



イ) 受けている医療的ケア（障がい者調査）

「服薬管理」が37.7%と最も高く、次いで、「透析」の24.7%、「その他」の20.8%の順となっています（障がい児調査結果は、回答対象者数が少ないため省略）。



※複数回答可

⑦ 成年後見制度

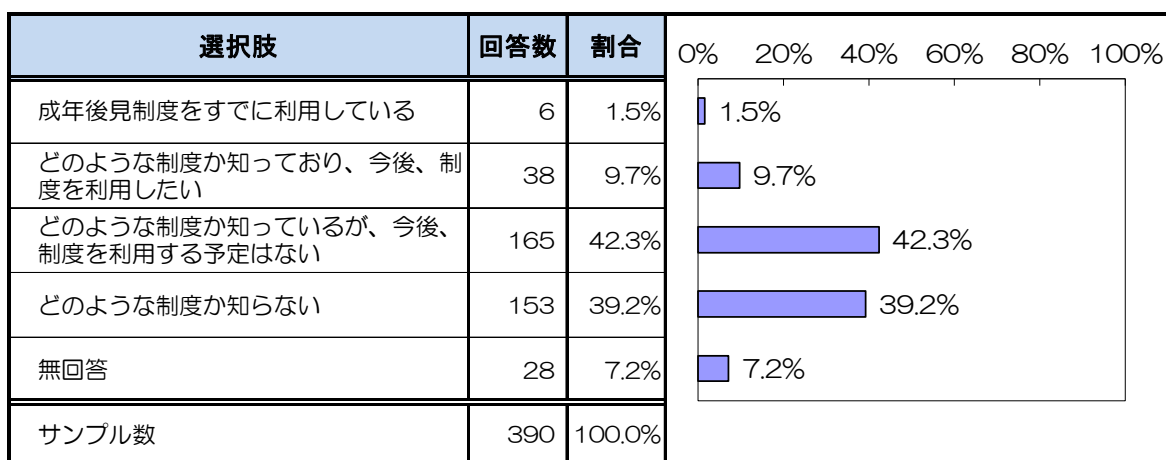
ア) 成年後見制度の認知と利用希望（障がい者調査・障がい児調査）

成年後見制度の内容を知っている割合は、障がい者調査：53.6%、障がい児調査：26.3%となっており、過去の調査と比較して、認知度が低下しています。

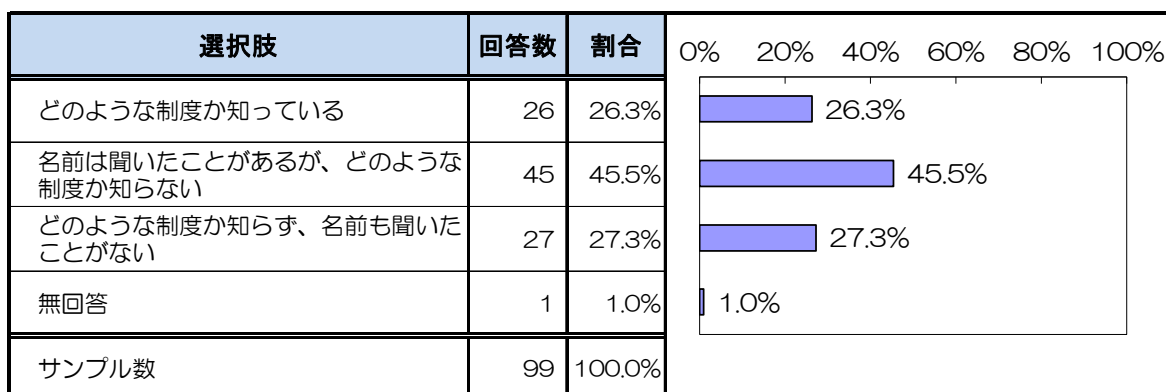
障がい者の半数近く、障がい児保護者の7割以上が制度の内容を認知していないことから、制度の周知に取り組む必要があると考えられます。

また、障がい者調査において、「今後、制度を利用したい」と回答した割合が1割近くに達していることから、利用希望者が必要に応じて制度を利用することができる体制の確立も必要であると考えられます。

・障がい者調査



・障がい児調査



調査結果の推移

成年後見制度の内容を知っている障がい者の割合	H29年調査	R2年調査	R5年調査
・障がい者調査	60.9%	63.4%	57.7%
・障がい児調査	—	33.3%	26.5%

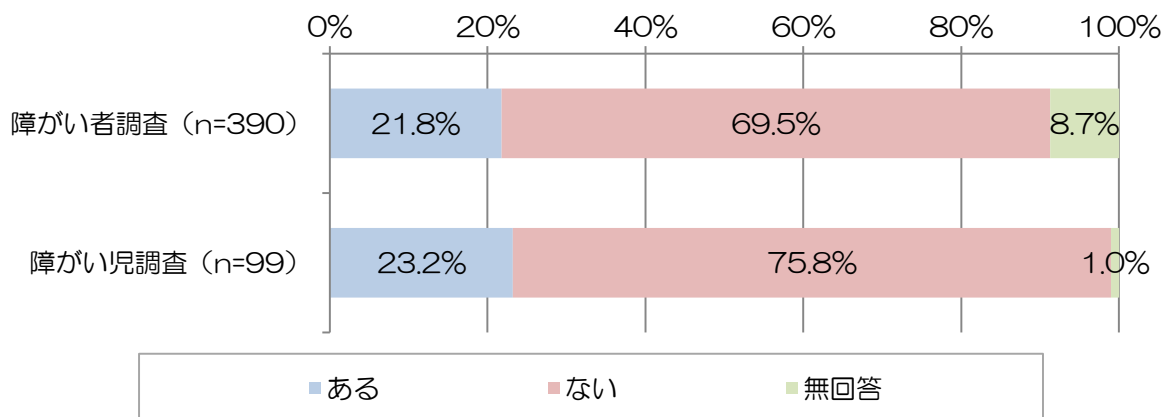
※値は「無回答」を除外した数値

⑧ 権利擁護

ア) 差別を受けた経験の有無（障がい者調査・障がい児調査）

差別を受けたと感じたことが「ある」と回答した割合は、障がい者調査：21.8%、障がい児調査：23.2%となっています。

令和2年調査と比較すると、障がい児調査において、「ある」の割合が低下しています。



調査結果の推移

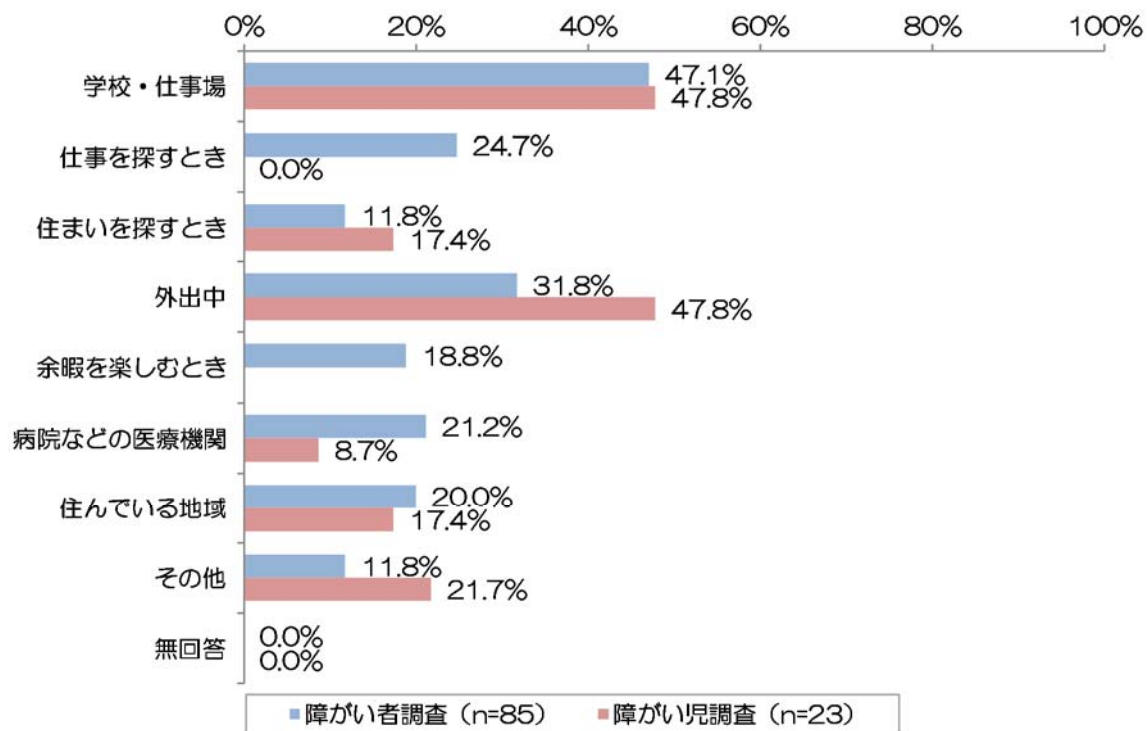
差別を受けたと感じたことがある障がい者の割合	R 2年調査	R 5年調査
・障がい者調査	20.7%	23.9%
・障がい児調査	31.9%	23.5%

※値は「無回答」を除外した数値

イ) 差別を受けた場所や場面（障がい者調査・障がい児調査）

障がい者調査では、「学校・仕事場」が47.1%と最も高く、次いで、「外出中」の31.8%、「仕事を探すとき」の24.7%の順となっています。

障がい児調査では、「外出中」「学校・仕事場」が47.8%と最も高く、次いで、「その他」の21.7%の順となっています。



※複数回答可

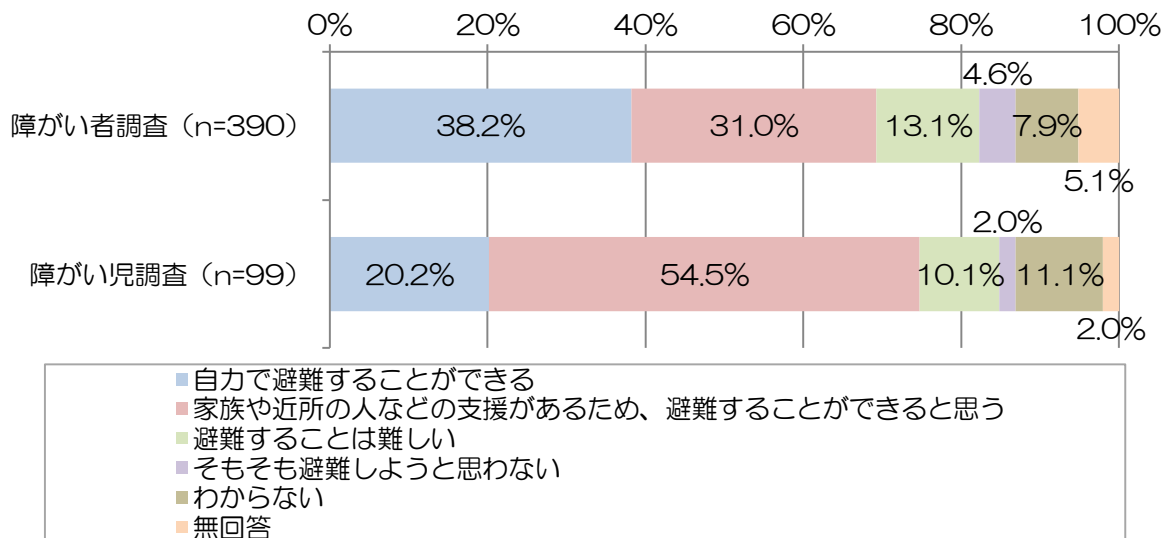
「余暇を楽しむとき」は障がい者調査のみに設定

⑨ 災害への対応

ア) 避難の可否（障がい者調査・障がい児調査）

「自力もしくは家族や近所の人々の支援により避難することができる」と回答した割合は、障がい者調査：69.2%、障がい児調査：74.7%となっています。

「避難することは難しい」もしくは「わからない」と回答した割合は、障がい者調査：21.0%、障がい児調査：21.2%と、ともに2割を超えるとともに、「そもそも避難しようとは思わない」についても一定の回答を得ていることから、個別避難計画策定等による避難支援体制の構築、避難に対する不安の解消などを今後図る必要があると考えられます。

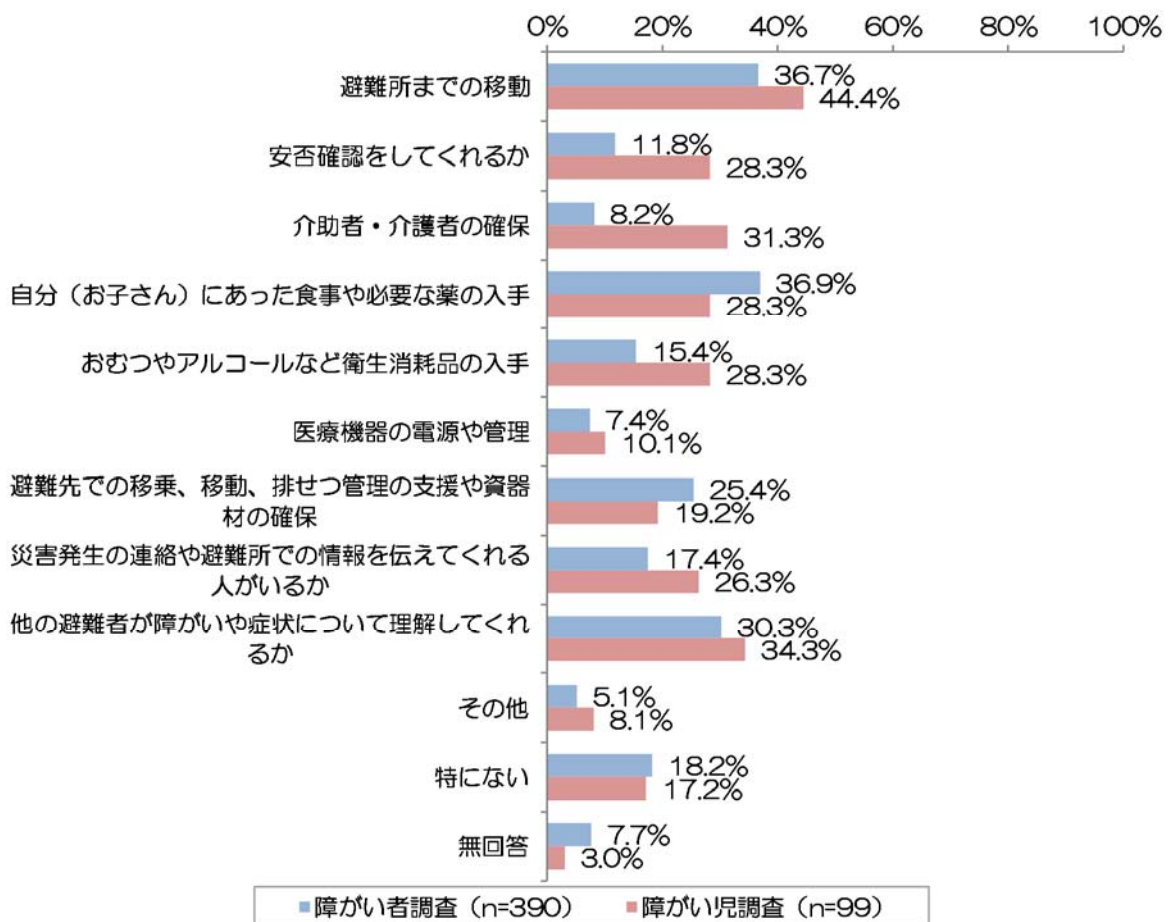


イ) 災害発生時や避難所生活について不安に思うこと（障がい者調査・障がい児調査）

障がい者調査では、「自分にあった食事や必要な薬の入手」が36.9%と最も高く、次いで、「避難所までの移動」の36.7%、「他の避難者が障がいや症状について理解してくれるか」の30.3%の順となっています。

障がい児調査では、「避難所までの移動」が44.4%と最も高く、次いで、「他の避難者が障がいや症状について理解してくれるか」の34.3%、「(保護者を除く) 介助者・介護者の確保」の31.3%の順となっています。

(無回答を除外した) 何かしらの不安があると回答した割合は、障がい者調査:80.3%、障がい児調査:82.3%と高くなっていますが、令和2年調査と比較して、障がい者調査では5.4ポイント、障がい児調査では7.1ポイント低下しています。



※複数回答可

調査結果の推移

災害発生時や避難所生活について不安を抱えている障がい者の割合	R 2年調査	R 5年調査
・障がい者調査	85.7%	80.3%
・障がい児調査	89.4%	82.3%

※値は「無回答」を除外した数値

⑩ 本市に求められている取組

ア) 障がい者の自立に必要な取組（障がい者調査・障がい児調査）

障がい者調査・障がい児調査ともに、「相談窓口や情報提供の充実」の割合が最も高くなっていますが、障がい者調査では「買い物や通院などの外出に必要な移動支援の充実」「誰もが利用しやすい交通機関等の整備」、障がい児調査では「日常生活や余暇活動を充実させることができる場の充実」「障がい特性にあった適切な保育、教育の充実」の割合がそれぞれ高くなっています。

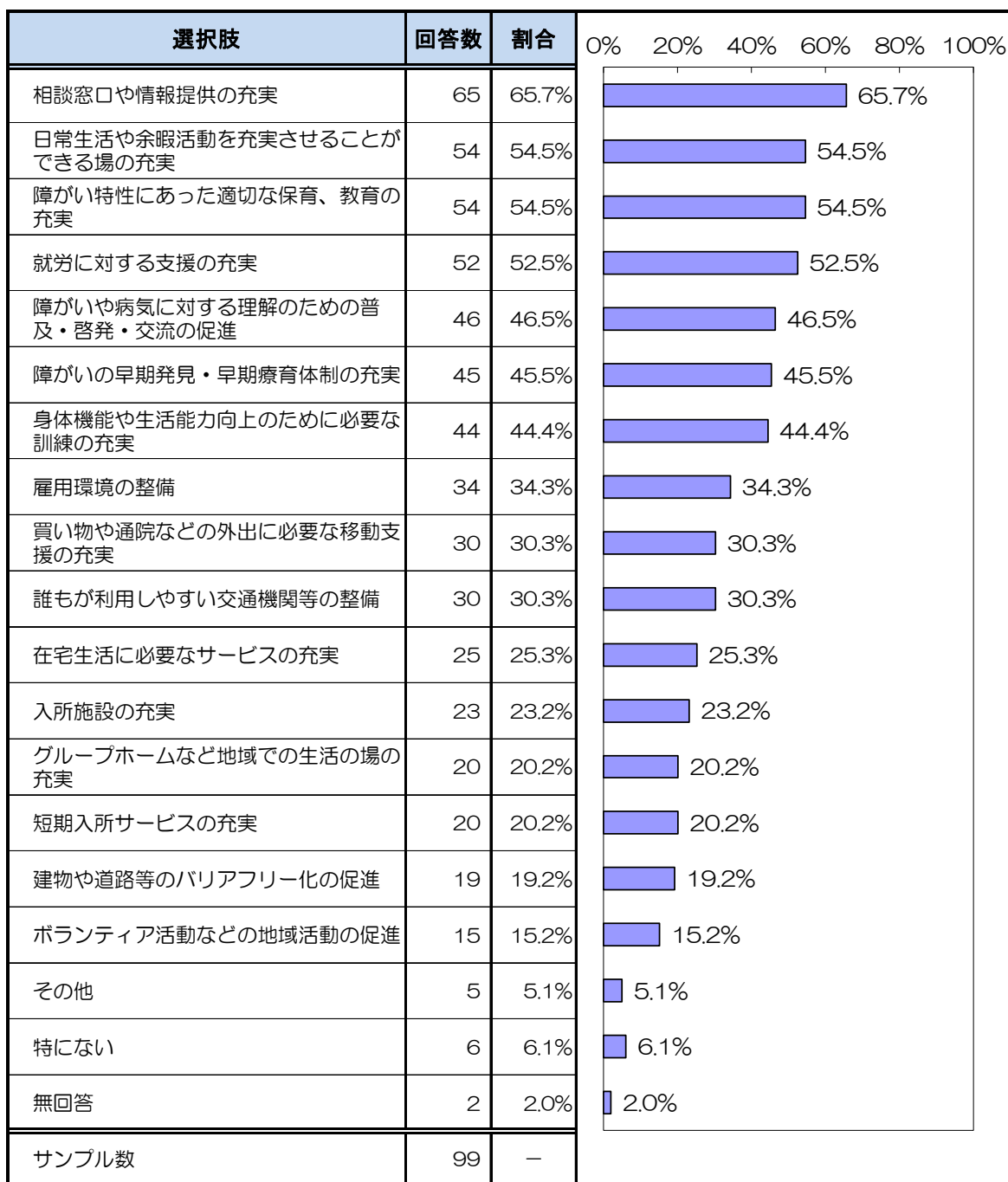
今後は、これらの取組について、重点的に推進していく必要があると考えられます。

・障がい者調査

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
相談窓口や情報提供の充実	191	49.0%	49.0%
買い物や通院などの外出に必要な移動支援の充実	146	37.4%	37.4%
誰もが利用しやすい交通機関等の整備	133	34.1%	34.1%
障がいや病気に対する理解のための普及・啓発・交流の促進	124	31.8%	31.8%
在宅生活に必要なサービスの充実	114	29.2%	29.2%
身体機能や生活能力向上のために必要な訓練の充実	112	28.7%	28.7%
日常生活や余暇活動を充実させることができる場の充実	107	27.4%	27.4%
就労に対する支援の充実	107	27.4%	27.4%
建物や道路等のバリアフリー化の促進	103	26.4%	26.4%
雇用環境の整備	94	24.1%	24.1%
入所施設の充実	87	22.3%	22.3%
障がいの早期発見・早期療育体制の充実	71	18.2%	18.2%
障がい特性にあった適切な保育、教育の充実	69	17.7%	17.7%
グループホームなど地域での生活の場の充実	56	14.4%	14.4%
短期入所サービスの充実	49	12.6%	12.6%
ボランティア活動などの地域活動の促進	48	12.3%	12.3%
その他	11	2.8%	2.8%
特になし	27	6.9%	6.9%
無回答	28	7.2%	7.2%
サンプル数	390	—	

※複数回答可

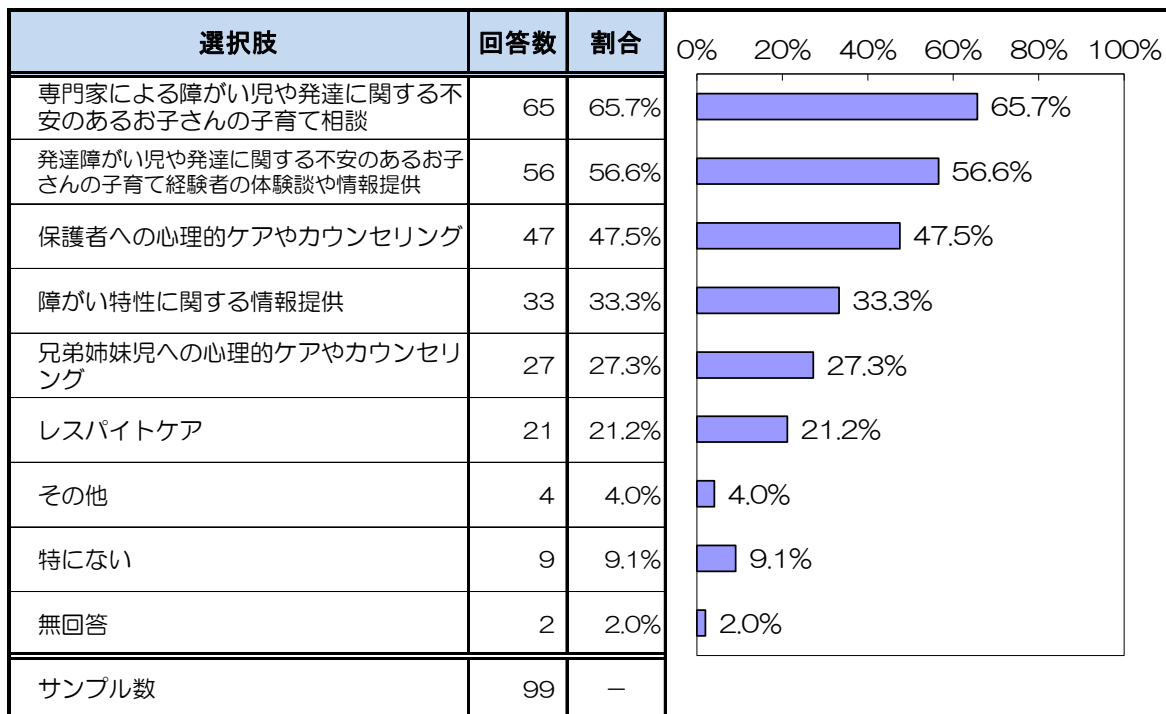
・障がい児調査



※複数回答可

イ) 障がい児の家族に対する必要な支援（障がい児調査）

「専門家による障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て相談」が 65.7%と最も高く、次いで、「発達障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て経験者の体験談や情報提供」の 56.6%、「保護者への心理的ケアやカウンセリング」の 47.5%の順となっており、これらの支援について検討していく必要があると考えられます。



※複数回答可

レスパイトケア：介護（育児）している家族の休息・リフレッシュのための支援

4 第2次始良市障がい者計画の評価

(1) 評価について

「第2次始良市障がい者計画」に定めた具体的施策ごとに、関係課等による5段階評価を行い、施策及び分野ごとに集計を行いました。

評価基準

A：一定程度推進できた	B：どちらかといえば推進できた
C：どちらかといえば推進できなかった	D：推進できなかった
E：評価不能	

(2) 評価結果概要

① 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

総合評価：B

施策		評価
1	意思決定支援の推進	B
2	相談支援体制の構築	B
3	地域移行支援、在宅サービス等の充実	C
4	障がいのある子どもに対する支援の充実	B
5	障害福祉サービスの質の向上等	A
6	福祉用具の利用支援	B
7	障害福祉を支える人材の確保	A

② 保健・医療の推進

総合評価：B

施策		評価
1	精神保健・医療の適切な提供等	A
2	保健・医療の充実等	C
3	難病に関する保健・医療の推進	B
4	障害の原因となる疾病等の予防・治療	B

③ 教育の振興

総合評価：A

施策		評価
1	インクルーシブ教育システムの構築	B
2	教育環境の整備	A
3	生涯を通じた多様な学習活動の充実	A

④ 文化芸術活動・スポーツ等の振興

総合評価：B

施策		評価
1	文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた環境整備	B
2	スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	B

⑤ 雇用・就業、経済的自立の支援

総合評価：C

施策		評価
1	総合的な就労支援	D
2	経済的自立の支援	A
3	障害者雇用の促進	D
4	障害特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保	B
5	福祉的就労の底上げ	C

⑥ 安全・安心な生活環境の整備

総合評価：B

施策		評価
1	住宅の確保	B
2	移動しやすい環境の整備等	B
3	アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進	B
4	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	A

⑦ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

総合評価：B

施策		評価
1	情報通信におけるアクセシビリティの向上	C
2	情報提供の充実等	A
3	意思疎通支援の充実	B
4	行政情報のアクセシビリティの向上	B

⑧ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

総合評価：B

施策		評価
1	権利擁護の推進、虐待の防止	B
2	障害を理由とする差別の解消の推進	C

⑨ 防災、防犯等の推進

総合評価：B

施策		評価
1	防災対策の推進	B
2	復興の推進	C
3	防犯対策の推進	B
4	消費者トラブルの防止及び被害からの救済	B

⑩ 行政等における配慮の充実

総合評価：B

施策		評価
1	行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	C
2	選挙等における配慮等	A

5 第6期始良市障がい福祉計画及び第2期始良市障がい児福祉計画の評価

(1) 評価について

「第6期始良市障がい福祉計画及び第2期始良市障がい児福祉計画」においては、基本指針や本市の実情に即して定めた数値目標を「成果目標」、各サービスの見込量等を「活動指標」として、それぞれ決めました。

本項は、成果目標の達成状況を示すものです。

(2) 評価結果概要

① 福祉施設から地域生活への移行

地域生活移行者数及び施設入所者数に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
地域生活移行者数 (令和元年度末時点の施設入所者 113 人のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者の数)	7人	7人
令和5年度末時点の施設入所者数	111人	106人

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の数に関する成果目標について、始良市自立支援協議会における精神保健福祉部会の設置により、目標を達成できる見込みとなっています。

また、精神障がい者における地域生活移行者数に関する成果目標についても、目標を達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の数 (令和5年度末時点における保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況)	1か所	1か所
精神障がい者における地域生活移行者数 (令和元年度末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者の数)	18人	24人

③ 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の確保数に関する成果目標については、1か所確保することができましたが、運用実績がないため、地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	1か所	1か所
令和5年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	1回	0回

④ 福祉施設から一般就労への移行・定着

福祉施設から一般就労への移行・定着に関する成果目標について、就労継続支援B型を通じた一般就労以外は、目標を達成できない見込みとなっています。

また、始良市内には就労定着支援事業を実施している事業所がないため(※)、就労定着支援事業に関する目標はいずれも目標を達成(評価)できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)	
令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	11人	6人	
内訳	令和5年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	3人	0人
	令和5年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	6人	4人
	令和5年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	2人	2人
令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合	70%	0%	
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率が80%以上の事業所の割合	70%	- (※)	

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

ア) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の体制整備に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
令和5年度末時点の児童発達支援センターの確保数	1か所	1か所
令和5年度末時点の保育所等訪問支援の提供体制の確保数	5か所	7か所

イ) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
令和5年度末時点の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数	2か所	5か所
令和5年度末時点の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	5か所	5か所

ウ) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に関する成果目標について、始良市地域自立支援協議会における子ども部会の設置により、目標を達成できる見込みとなっています。

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数についても、主に市内相談支援事業所にコーディネーターが所属しており、目標を達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1か所	1か所
令和5年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	10人	15人

エ) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等における障がい児の受入れ

それぞれの成果目標について、定量的な目標値を下回っています。

成果目標	定量的な 目標値	実績値 (見込)
保育所利用児童数 (令和5年4月1日時点における児童発達支援と保育所の併行利用者数)	51人	23人
認定こども園利用児童数 (令和5年4月1日時点における児童発達支援と認定こども園の併行利用者数)	103人	43人
幼稚園利用児童数 (令和5年4月1日時点における児童発達支援と幼稚園の併行利用者数)	32人	12人
放課後等児童健全育成事業(放課後児童クラブ)利用児童数 (令和5年4月1日時点における放課後等デイサービスと放課後等児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の併行利用者数)	67人	38人

※定量的な目標値は、需要量予測を踏まえて算出したものであり、実際の需要量により、実績値が変動することから、目標値を上回る(下回る)ことにより、目標が達成された(できなかった)と判定できるものではない

⑥ 相談支援体制の充実・強化

「相談機関との連携強化の取組の実施回数」以外の成果目標について、達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
令和5年度末時点における基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無	あり	あり
令和5年度の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	3件	5件
令和5年度の相談支援事業者の人材育成に対する支援件数	4件	4件
令和5年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数	30回	34回

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上を図る体制構築

障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加以外の成果目標について、達成できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
令和5年度の県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の延べ参加人数	10人	13人
令和5年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	あり	なし
令和5年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	1回	0回

第2部 第3次始良市障がい者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的としています。

一方、「第2次始良市総合計画」においては、「可能性全開！夢と希望をはぐくむ まちづくり ～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～」を基本理念として掲げるとともに、政策の一つとして、「健康・福祉 誰もが安心していきいきと生きる」を掲げています。

また、福祉分野の上位計画となる「第3次始良市地域福祉計画」においては、「みんなで支え合い、尊重し合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げています。

以上のことを踏まえ、障がい者本人のみならず、障がい者を支える家族の暮らしも念頭に、本計画の基本理念を「障がい者とその家族が自分らしく暮らし続けられるまちづくり」とします。

2 基本方針

「障がい者とその家族が自分らしく暮らし続けられるまちづくり」を実現するため、以下の基本方針に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

- 障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るとともに、社会のあらゆる場面における障がいを理由とする差別の解消を進め、合理的配慮の提供の実施を推進します。
- 障がい者の意思決定支援を推進するとともに、その意思を尊重し、必要とする支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、相談支援体制及び福祉サービス等の提供体制の充実に取り組みます。
- 障がい者の地域での生活を支える在宅サービスや経済的な自立を支える就業の機会の提供体制の充実、各種手当等の利用促進を推進します。
- 障がい児及びその家族への相談支援体制を構築するとともに児童のライフステージに合った切れ目ない支援を推進します。また、障がいの有無に関わらずすべての児童がともに成長できるよう、インクルーシブ教育を推進します。

3 分野別施策の体系

1 安全・安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活しやすい住環境の整備 (2) 移動しやすい環境の整備 (3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報アクセシビリティの向上 (2) 意思疎通支援の充実
3 防災、防犯等の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災対策の推進 (2) 防犯・交通事故防止等対策の推進
4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> (1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進
5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の構築 (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4) 障がいのある子どもに対する支援の充実 (5) 障害福祉サービスの質の向上等 (6) 福祉用具の利用支援 (7) 障がい福祉を支える人材の確保
6 保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健・医療の充実 (2) 精神保健・医療の適切な提供等 (3) 難病に関する保健・医療の推進 (4) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見等の推進
7 行政等における配慮の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進 (2) 選挙における配慮
8 教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> (1) インクルーシブ教育システムの構築 (2) 教育環境の整備 (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
9 雇用・就業、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 総合的な就労支援 (2) 経済的自立の支援 (3) 障がい者雇用の促進 (4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保 (5) 福祉的就労の底上げ
10 文化芸術活動・スポーツ等の振興	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた環境整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラスポーツ等に係る取組の推進

第2章 分野別施策

1 安全・安心な生活環境の整備

障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、生活しやすい住環境の整備、移動しやすい環境の整備、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じた、生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

(1) 生活しやすい住環境の整備

施策内容	主な関係課等
①既存の市営住宅について、住戸改修に併せたバリアフリー化に取り組みます。	建築住宅課
②障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備が促進されるよう、ニーズの把握や事業者への情報提供に努めます。	長寿・障害福祉課

(2) 移動しやすい環境の整備

施策内容	主な関係課等
①道路・歩道の整備において、段差解消や視覚障がい者用誘導ブロックの設置、舗装面の改良、歩道のない道路における歩行空間のカラー舗装、道路側溝への蓋の設置による歩行者の安全確保に努めます。	土木課 都市計画課
②コミュニティバスの運行において低床バスを導入するとともに、交通事業者等との協議等を通じて、交通機関のバリアフリー化を推進します。	地域政策課
③交通事業者等による、障がい者に対する適切な対応の確保を図るため、教育訓練の実施等を推進します。	地域政策課
④障がい者の個別的な輸送を提供するため、市の福祉有償運送に係る事業の普及促進を図ります。	長寿・障害福祉課

(3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

施策内容	主な関係課等
①福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障がい者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。	都市計画課 長寿・障害福祉課
②公共施設等の整備にあたっては、バリアフリーに配慮した環境整備を総合的に推進します。	都市計画課 財政課
③在宅生活を支える体制づくりとして、重度障がい者に対応した体制の充実や地域生活支援拠点等の整備を推進します。	長寿・障害福祉課

2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障がい者が生活していく上で必要となる情報取得やコミュニケーションの充実を図るため、障がい特性に配慮した情報提供体制の構築や意思疎通支援の充実を図ります。

(1) 情報アクセシビリティの向上

施策内容	主な関係課等
①情報格差が生じないように、障がい特性に対応した情報提供体制の充実を図るとともに、情報通信技術の利用及び活用の機会のより一層の拡大を図ります。	デジタル行政推進課
②情報やコミュニケーションに関する支援機器について、必要とする障がい者に対して日常生活用具としての給付を行うとともに、技術革新や現状に即した給付条件等の見直しについて検討を行います。	長寿・障害福祉課
③障がい福祉施策や緊急時等の生活に必要な情報について、障がい種別にかかわらず、誰にでも分かりやすい情報の提供に努めます。	長寿・障害福祉課 秘書広報課 危機管理課
④行政情報の発信において、市民の利用のしやすさに配慮した電子的提供の充実を推進します。	デジタル行政推進課 秘書広報課
⑤始良市ウェブアクセシビリティ方針及びホームページガイドラインに基づき、ホームページのバリアフリー化をより一層推進します。	秘書広報課
⑥聴覚障がい者に対して、字幕（手話）付き映像ライブラリー等の貸出や、手話通訳者・要約筆記者の派遣等を促進するとともに、これらの制度の周知に努めます。	長寿・障害福祉課 図書館事務局

(2) 意思疎通支援の充実

施策内容	主な関係課等
①聴覚障がい者に対して、常駐の手話通訳者による支援をはじめ、要約筆記者も含めた派遣による支援を実施するとともに、当該支援制度に関する情報提供を行います。また、手話通訳者養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援の充実に努めます。	長寿・障害福祉課
②常駐の手話通訳者による窓口対応に加え、必要に応じたりモート対応など、聴覚障がい者のニーズに対応できる体制の確保に努めます。	長寿・障害福祉課
③意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等、多様な意思疎通手段の普及及び理解の促進を図ります。	長寿・障害福祉課

3 防災、防犯等の推進

障がい者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した情報提供や避難支援、避難所の確保等を推進します。

また、障がい者を犯罪被害及び交通事故被害等から守るため、防犯・交通事故防止等対策を推進します。

(1) 防災対策の推進

施策内容	主な関係課等
①防災関係部局と福祉関係部局が連携した地域防災計画等の作成や、障がい者や福祉関係者等も参加した防災訓練の実施等の推進により、災害に強い地域づくりに努めます。	危機管理課 長寿・障害福祉課
②災害発生時又は災害が発生するおそれがある際に、障がい特性に応じた適切な手段で情報が伝達できるよう、民間事業者等との連携による情報伝達の体制の整備促進を図ります。	危機管理課 長寿・障害福祉課 秘書広報課
③事案の発生時に聴覚・言語機能障がい者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、NET119 緊急通報システム（スマートフォンや携帯電話などから、通報用サイトにアクセスして消防への通報を行えるシステム）の周知・普及を進めます。	警防課 危機管理課 秘書広報課 長寿・障害福祉課
④災害時に要配慮者が適切な避難支援等を受けられる体制を確保するため、住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護・障がい福祉サービス事業者等との連携による、避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画の作成等の支援体制の充実に努めます。	長寿・障害福祉課 危機管理課 警防課

施策内容	主な関係課等
⑤災害時に障がい者が安心して避難生活を送ることができるよう、避難所施設等のバリアフリー化を推進します。	危機管理課 都市計画課 財政課
⑥災害時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、始良市民間社会福祉事業所連絡会等との連携による福祉避難所及び指定福祉避難所の確保に努めます。	長寿・障害福祉課 危機管理課
⑦水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の促進を図ります。	危機管理課 長寿・障害福祉課

(2) 防犯・交通事故防止等対策の推進

施策内容	主な関係課等
①警察や福祉施設、地域の障がい者団体等との連携強化等により、防犯及び交通事故防止に努めます。	長寿・障害福祉課 市民相談センター
②消費者トラブルの防止及び消費者としての利益擁護のため、障がい者やその支援者に対する研修の実施、情報提供を推進します。	長寿・障害福祉課 市民相談センター
③市消費生活センター等において、障がい者の状況に合わせた消費者相談に対応するとともに、障がいへの理解を図るため、消費生活専門相談員等の研修への参加促進を図ることなどにより、障がい特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。	市民相談センター 長寿・障害福祉課
④障がい者の消費者被害防止のため、消費トラブルを含む、心配ごとを相談する窓口を設置周知するとともに、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携を図りながら、地域での見守りネットワークづくりを推進します。	長寿・障害福祉課 市民相談センター

4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

社会のあらゆる場面における障がい者を理由とする差別の解消を進めるため、また、権利侵害の防止等を図るため、障がい者の人権等に係る広報・啓発を推進するとともに、相談支援体制の充実等を図ります。

また、障害者差別解消法に基づき、行政活動全般において、合理的配慮の提供の視点に基づく実施に努めます。

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

施策内容	主な関係課等
①障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止するため、障がい者の人権に関する広報・啓発を推進します。	長寿・障害福祉課 市民相談センター
②障がい者虐待防止センターを中心に、関係機関が連携した障がい者等に対する相談支援体制の充実とその利用促進を図ることにより、障がい者の権利擁護・虐待防止を推進します。	長寿・障害福祉課 子どもみらい課
③障がい者本人の自己決定の尊重を図るため、地域自立支援協議会等を通じて、障害者基幹相談支援センター（以下、基幹相談支援センターと記載）及び相談支援事業所に対する意思決定ガイドライン及び成年後見制度に関する普及や活用の促進を図ります。	長寿・障害福祉課
④福祉施設や雇用先での虐待等に対し、実地指導等の機会を活用しながら、より迅速かつ一貫した対応ができる体制の充実を図ります。	長寿・障害福祉課

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

施策内容	主な関係課等
①障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止するため、障がい者の人権に関する広報・啓発を推進します。【再掲】	長寿・障害福祉課 市民相談センター
②障害者差別解消法の改正を踏まえた合理的配慮の提供が民間事業者において適切に行われるよう、民間事業者に対する広報・周知を図ります。	長寿・障害福祉課
③行政活動全般において、障害者差別解消法の基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の提供に努めます。	長寿・障害福祉課
④各施策分野における指針等の策定や施策の実施において、合理的配慮の視点を踏まえた実施に努めます。	企画政策課 都市計画課 長寿・障害福祉課
⑤障がいを理由とする差別の解消に向け、障害者差別解消支援地域協議会としての機能を担う地域自立支援協議会等において、障がい者差別の現状・課題等の把握に努め、状況改善に努めます。	長寿・障害福祉課

5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

自ら意思を決定することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重しながら必要な意思決定支援を行うとともに、自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築していきます。

また、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が、自らが選んだ住まいで安心して、自分らしく暮らすことができるよう、相談支援体制の構築や在宅サービス等の量的・質的確保を図るとともに、障がい者の地域移行を推進します。

(1) 意思決定支援の推進

施策内容	主な関係課等
①知的障がいや発達障がいを含む精神障がい等により、判断能力が不十分な状態にある障がい者に対し、必要に応じた成年後見制度の利用の促進を図るため、必要な経費について助成を行うとともに、制度の普及を図ります。	長寿・障害福祉課
②障がい者本人の自己決定の尊重を図るため、地域自立支援協議会等を通じて、基幹相談支援センター及び相談支援事業所に対する意思決定ガイドライン及び成年後見制度に関する普及や活用を促進を図ります。【再掲】	長寿・障害福祉課

(2) 相談支援体制の構築

施策内容	主な関係課等
①相談支援体制の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの体制整備を推進することで、総合的な相談支援の提供体制の確保に努めるとともに、地域生活支援拠点の整備を推進することで、きめ細やかな相談体制の構築を図ります。	長寿・障害福祉課
②障がい児及びその家族に対して切れ目のない支援を行うため、障がいや発達に関する不安や悩みに係る相談窓口として、子ども相談支援センター及び基幹相談支援センター等が連携して対応します。	子どもみらい課 長寿・障害福祉課
③障がい者と暮らす家族に対する情報提供や相談支援体制等の充実により、障がい者の家族に対する支援に努めます。	長寿・障害福祉課 子どもみらい課
④各種ガイドラインの策定・普及、相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、関係機関とのネットワークの形成及びその活用を推進することで、相談支援体制の充実を図ります。	長寿・障害福祉課 子どもみらい課 学校教育課
⑤地域の実情によりきめ細やかに対応するため、地域自立支援協議会を開催し、協議の場を通じた関係機関の連携の緊密化及び障がい者等への相談支援体制の整備を図ります。	長寿・障害福祉課

施策内容	主な関係課等
⑥特別支援推進協議会において、幼児児童生徒への特別支援教育に関する現状や課題を関係機関同士で共有し、連携による対応を推進します。	学校教育課
⑦基幹相談支援センターを中心に、地域自立支援協議会における精神保健福祉部会をはじめとした地域の関係機関との連携を強化するとともに、地域生活支援拠点等の整備を図ることで、精神障がい者及びその家族の多様なニーズに対応した相談体制の充実を図ります。	長寿・障害福祉課
⑧発達障がい者やその家族に対する相談支援について、基幹相談支援センターを中心に対応するとともに、地域自立支援協議会等において、地域課題の抽出・解決を協議し、関係機関との連携を図りながら、地域生活支援体制の充実を図ります。	長寿・障害福祉課 子どもみらい課 健康保険課
⑨高次脳機能障がい者及びその家族に対する支援等について、情報発信の充実を図るため、県の高次脳機能障害者支援センターが開催する研修会等の活用や、高次脳機能障がい者の支援実績の豊富な県内の障害者支援施設との連携強化を推進します。	長寿・障害福祉課
⑩難病患者及びその家族に対する相談支援について、基幹相談支援センターを中心に、医療機関をはじめとした関係機関との連携強化を図るとともに、個々の状況に応じた地域・自宅での生活を支援する障害福祉サービスの受給支援の充実を図ります。	長寿・障害福祉課
⑪同じ障がい者同士が集まり、相談し合い、仲間同士で支え合うことを目的とするピアカウンセリング等による相談活動について、活動促進を図ります。	長寿・障害福祉課
⑫発達障がい者やその家族に対する相談支援における、よき相談者となる「ペアレント・メンター(発達障がい児に対する子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親)」の養成について、県及び近隣の状況等を勘案しながら、検討を行います。	長寿・障害福祉課

(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

施策内容	主な関係課等
①福祉サービスの充実や地域生活支援拠点等の整備、地域における見守り活動の充実等、地域移行後の在宅生活を支える環境を整備することにより、施設入所者等の地域生活移行支援の促進を図ります。	長寿・障害福祉課
②地域生活を総合的に支える地域生活支援拠点等について、体制の構築及び情報提供の充実を図ることで、障がいの重度化・高齢化に対応できるサービス提供体制及びよりきめ細やかに専門的な支援を行うことができる体制の充実を図ります。	長寿・障害福祉課

施策内容	主な関係課等
③日常生活又は社会生活を営む上で必要となる各種在宅サービスについて、障がい者の個々のニーズ及び実態に応じた利用促進並びに質的充実を図るため、障がい者及び事業所に対する情報提供の充実を図ります。	長寿・障害福祉課
④障がい者等に対して、定期訪問等により相談支援を行うことで、自立した日常生活を支える「自立生活援助サービス」について、市内事業所による実施につながるよう、ニーズの把握や事業所に対する情報提供に努めます。	長寿・障害福祉課
⑤障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備が促進されるよう、ニーズの把握や事業者への情報提供に努めます。 【再掲】	長寿・障害福祉課
⑥精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、普及啓発等が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を図るため、地域生活支援拠点等の整備を推進します。	長寿・障害福祉課
⑦精神疾患による入院患者の早期退院・社会復帰に向け、基幹相談支援センターを中心に、入院先医療機関等と連携しながら、住居確保等の支援を行います。また、退院後の適切な医療サービス受給等に係る支援を行います。	長寿・障害福祉課
⑧地域で生活する難病患者の日常生活を支援するため、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細かな相談支援体制の整備や、地域における見守り体制の構築を図ります。また、地域での居場所づくり等を通じて、地域交流活動の促進に努めます。	長寿・障害福祉課
⑨常時介護を必要とする障がい者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の提供体制の充実を促進するとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができるサービス・社会資源の整備が推進されるよう、ニーズの把握や事業者への情報提供に努めます。	長寿・障害福祉課
⑩障がい者の創作的活動や生産活動、交流の機会等の提供を行う地域活動支援センターについて、機能の充実を図るとともに、利用促進を図るための広報・周知に努めます。	長寿・障害福祉課
⑪障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく地域で暮らすことができるよう、社会福祉協議会等と連携し、在宅福祉サービスの提供や相談支援、ボランティア活動等の社会参加支援、就労支援等を行います。	長寿・障害福祉課

(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

施策内容	主な関係課等
<p>①障がい児及びその家族に対して切れ目のない支援を行うため、障がいや発達に関する不安や悩みに係る相談窓口として、子ども相談支援センター及び基幹相談支援センター等が連携して対応します。</p> <p>【再掲】</p>	<p>子どもみらい課 長寿・障害福祉課</p>
<p>②地域や障がい児の多様なニーズに対応し、療育に係る中核的支援施設としての役割を担う児童発達支援センターについて、その役割を果たせるよう、体制の充実を図ります。</p>	<p>長寿・障害福祉課</p>
<p>③障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス、居宅介護、短期入所、日中一時支援等の障がい児に対するサービス提供体制が充実するよう、ニーズの把握や事業者への情報提供に努めます。</p>	<p>長寿・障害福祉課</p>
<p>④全ての子どもや子育て家庭を対象に実施している子ども・子育て支援法に基づく各種事業について、量的・質的確保に努めるとともに、障がい児が教育・保育等を利用しやすくするため、教育・保育における優先利用の対象として調整を行います。また、優先利用に係る保護者への周知に努めます。</p>	<p>学校教育課 子どもみらい課 長寿・障害福祉課</p>
<p>⑤障がい児を受け入れることができる認可保育施設の充実に向け、障がい児の保育に係る保育士等の雇用に要する経費助成を行います。また、対応可能な事業所の拡充に向けた、ニーズ把握や事例検討、事業所に対する情報発信とともに、保育の質の向上を図るための研修の実施等について検討を行います。</p>	<p>子どもみらい課 長寿・障害福祉課</p>
<p>⑥障がいのある子どもがより早期に療育支援につながるできるよう、療育支援ガイドブックや発達支援教室等を活用した療育支援に関する情報の周知に努めます。</p>	<p>長寿・障害福祉課 子どもみらい課</p>
<p>⑦障がい児が就学前から卒業後まで切れ目ない指導や教育、支援等を受けられるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報についてまとめた「始すくファイル(始良すくすくファイル)」やサポートマップ、りんごシート、みかんシート等の活用による、保護者及び関係機関間での情報共有を図るとともに、個別の教育支援計画の策定・活用の促進を図ります。</p>	<p>長寿・障害福祉課 子どもみらい課 学校教育課</p>
<p>⑧地域自立支援協議会に設置した子ども部会において、保健・医療・福祉等の関係機関が各分野の課題を共有し、障がい児に係る課題解決に向けて連携して取り組むことができる体制を確保します。また、医療的ケア児に対する支援について、同部会に設置した医療的ケアに関するグループ会議を中心に、在宅支援体制の充実に向けた体制の構築を推進します。</p>	<p>長寿・障害福祉課 子どもみらい課</p>

施策内容	主な関係課等
⑨重症心身障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、基幹相談支援センターを中心とした関係機関等が連携した相談支援体制を確保するとともに、重症心身障がい児に対応したサービス提供体制の確保を図ります。また、重症心身障がい児等に係る支援事業所等の情報を集約し、様々な場における情報発信を推進します。	長寿・障害福祉課
⑩障がいの早期発見及び早期療育等の必要な支援につなげるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携体制の充実を図ります	長寿・障害福祉課 子どもみらい課
⑪障がいの早期発見・早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図ります。	長寿・障害福祉課 人事課

(5) 障害福祉サービスの質の向上等

施策内容	主な関係課等
①始良市障がい福祉計画及び始良市障がい児福祉計画に基づき、障害福祉サービス等を提供するための体制についての検討を行い、計画に定めた施策等の計画的な実施に努めます。	長寿・障害福祉課
②事業所に対する実地指導や研修会、地域自立支援協議会専門部会における事例検討等を通じて、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。	長寿・障害福祉課
③サービスの支給決定において、相談支援事業所によるサービス等利用計画案だけでなく、利用状況やモニタリング等の内容も勘案し、障がい者個々の心身の状況や利用意向に応じたより適切な決定となるよう努めます。	長寿・障害福祉課

(6) 福祉用具の利用支援

施策内容	主な関係課等
①補装具の購入費や修理費、日常生活用具の給付等について、本人や家族等の状況やニーズに即した給付を受けることができるよう、窓口での説明だけでなく、ホームページ等を活用した情報提供に努めます。	長寿・障害福祉課
②身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を使用する障がい者が施設等を円滑に利用できるよう、広報・啓発に努めます。	長寿・障害福祉課

(7) 障がい福祉を支える人材の確保

施策内容	主な関係課等
①基幹相談支援センターを中心に、(主任)相談支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職を配置し、相談支援体制の充実を図ります。	長寿・障害福祉課 人事課
②研修会の開催や福祉職からの相談対応等を通じて、福祉人材の育成・確保に努めます。	長寿・障害福祉課

6 保健・医療の推進

障がい者が適切な医療サービス等を受けることができるよう、支援体制を構築するとともに、医療費助成等を通じた支援に努めます。

また、各種検(健)診等の機会を通じて、障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見等を図るとともに、市民の健康づくりを推進します。

(1) 保健・医療の充実

施策内容	主な関係課等
障がい者や障がい児を養育する家庭が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成等を行います。	長寿・障害福祉課 子どもみらい課

(2) 精神保健・医療の適切な提供等

施策内容	主な関係課等
①心の健康に関する相談等に、学校、職場及び地域等において対応できる体制を確保するとともに、それらに関する情報を広く市民に周知することで、市民の心の健康づくりを推進します。	長寿・障害福祉課 子どもみらい課 健康保険課 学校教育課
②精神疾患に対応した医療機関等の情報を広く市民に周知し、精神疾患の早期発見の機会の確保・充実を図ります。	長寿・障害福祉課 健康保険課
③精神疾患による入院患者の早期退院・社会復帰に向け、基幹相談支援センターを中心に、入院先医療機関等と連携しながら、住居確保等の支援を行います。また、退院後の適切な医療サービス受給等に係る支援を行います。【再掲】	長寿・障害福祉課

(3) 難病に関する保健・医療の推進

施策内容	主な関係課等
①難病患者に対し、総合的な相談・支援や在宅療養上の適切な支援を行うことで、安定した療養生活を確保し、難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。	長寿・障害福祉課
②難病患者の医療費等の負担軽減を図るため、医療費助成制度等の利用促進を図ります。	長寿・障害福祉課

(4) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見等の推進

施策内容	主な関係課等
①妊婦健康診査、乳幼児に対する健康診査及び児童に対する健康診断、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見、早期治療、早期療養を図ります。	子どもみらい課
②障がいの早期発見・早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図ります。【再掲】	長寿・障害福祉課 人事課
③糖尿病等の生活習慣病の発症と重症化を防止するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養及び飲酒、喫煙並びに歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。	健康保険課

7 行政等における配慮の充実

障がい者が一人の市民として、市民サービスを楽しんだり、その権利を円滑に行使できたりするため、本市が推進する施策・事業において、障がい者に配慮した視点に基づく実施に努めます。

また、公正で適切な投票参加の機会を得られるよう、配慮の実施に努めます。

(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進

施策内容	主な関係課等
①本市が推進する施策・事業において、障がい者に配慮した視点に基づく実施に努めます。	庁内全課
②福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障がい者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。【再掲】	都市計画課 長寿・障害福祉課

施策内容	主な関係課等
③公共施設等の整備にあたっては、バリアフリーに配慮した環境整備を総合的に推進します。【再掲】	都市計画課 財政課
④市職員等の障がい者に対する理解を促進するため、障がいの特性や求められる配慮等に係る研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。	長寿・障害福祉課 人事課
⑤情報格差が生じないように、障がい特性に対応した情報提供体制の充実を図るとともに、情報通信技術の利用及び活用の機会のより一層の拡大を図ります。【再掲】	デジタル行政推進課
⑥障がい福祉施策や緊急時等の生活に必要な情報について、障がい種別にかかわらず、誰にでも分かりやすい情報の提供に努めます。【再掲】	長寿・障害福祉課 秘書広報課 危機管理課

(2) 選挙における配慮

施策内容	主な関係課等
障がい者が選挙の場において、公正で適切な投票参加の機会を得られるよう、投票所設備における配慮や代理投票の適切な実施などに努めます。	選挙管理委員会事務局

8 教育の振興

市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組み（インクルーシブ教育システム）の構築を図ります。

また、障がいのある児童生徒一人ひとりの特性に応じた支援体制の整備とともに、特別支援教育に係る質の向上やバリアフリー化等のハード面の整備等、教育環境の整備を図ります。

さらに、障がい者が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、生涯を通じた多様な学習活動の充実を図ります。

(1) インクルーシブ教育システムの構築

施策内容	主な関係課等
①個々の児童生徒の障がい特性や教育的ニーズに応じた教育が提供されるよう、小・中学校における通常学級、通級指導、特別支援学級といった多様な学びの場の整備や特別支援学校との連携を推進します。	学校教育課

施策内容	主な関係課等
②学校が組織として、障がいのある児童生徒の多様なニーズに応じた支援を提供できるよう、校内委員会の機能向上に資する情報提供を行います。	学校教育課
③障がいのある児童生徒の就学先決定に当たり、保護者等に対する説明会において、「学びの場」に関する情報提供を行うとともに、教育支援委員会において、本人・保護者の意向を十分に尊重したうえで、望ましいと考えられる「学びの場」を提供することができるよう努めます。	学校教育課
④障がい児が就学前から卒業後まで切れ目ない指導や教育、支援等を受けられるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報についてまとめた「始すくファイル(始良すくすくファイル)」やサポートマップ、りんごシート、みかんシート等の活用による、保護者及び関係機関間での情報共有を図るとともに、個別の教育支援計画の策定・活用の促進を図ります。【再掲】	長寿・障害福祉課 子どもみらい課 学校教育課
⑤障がいのある児童生徒に対し、個々の障がい特性や教育的ニーズに応じた合理的配慮がなされるよう、学校や保護者に対し、合理的配慮に関する情報提供を行います。	学校教育課

(2) 教育環境の整備

施策内容	主な関係課等
①学校や保護者との協議を行い、ニーズや現状を把握しながら、特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育環境の整備を推進します。	学校教育課
②「始良市学校施設バリアフリー化整備計画」に基づき、財政状況も勘案しながら、学校施設のバリアフリー化を推進します。	教育総務課
③「特別支援学級の教室不足」の課題に対し、プレハブ校舎の整備や既存の区画の教室への改修などの対応により、必要な教室数の確保に努めます。	教育総務課
④特別支援教育担当者会や担当者研修会の開催、特別支援学校のコーディネーターによる指導・助言等を通じて、特別支援教育の質の向上を図ります。	学校教育課
⑤特別支援教育の質の向上を図るため、特別支援学級を指導する教員に対し、県教育委員会が主催する認定講習に係る情報提供等による免許状保有率の向上を図ります。	学校教育課
⑥各学校における特別支援教育に関する校内研修の機会等を通じて、全ての教員の特別支援教育に対する理解向上を図ります。	学校教育課
⑦デジタル教科書の導入など、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じた教材や支援機器の活用を推進します。	学校教育課

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

施策内容	主な関係課等
障がい者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会の提供に努めます。	社会教育課 保健体育課

9 雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者が地域で自立した生活を送るために、就労は重要な要素の一つであることを踏まえ、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業機会を確保するとともに、就業を支える支援体制の整備を推進します。

また、年金や諸手当の支給等の障がい者の経済的負担の軽減策について、適切な利用の促進等を図ることで、障がい者の経済的自立を支援します。

(1) 総合的な就労支援

施策内容	主な関係課等
①福祉、教育、医療等から雇用への推進を図るため、地域自立支援協議会に設置している就労支援部会を中心に、就労継続支援事業所やハローワーク、あいらいさ障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に係る支援体制の整備を図ります。	長寿・障害福祉課 商工観光課
②適切な就労支援を提供できるよう、就労支援部会を中心に、就労応援ブックの充実を図り、障がい者に対する積極的な情報提供による就労継続支援サービスの利活用の促進を図ります。	長寿・障害福祉課

(2) 経済的自立の支援

施策内容	主な関係課等
①障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する施策、年金・諸手当の給付及び各種優遇措置並びに生活困窮者自立支援制度に関し、個々の状況に応じたきめ細やかな相談支援や情報提供に努めます。	長寿・障害福祉課 健康保険課
②市が所有する施設の利用に係る使用料等について、必要性や利用状況等を踏まえ、減免等を行うとともに、減免制度に係る周知に努めます。	庁内全課
③使用料の見直し等を行う場合には、各施設を所管する各課に対し、減免等についての考え方に係る周知に努めます。	財政課 長寿・障害福祉課
④生活困窮者自立支援会議等を通じて、関係機関等で情報共有を図り、連携による支援に努めます。	長寿・障害福祉課

(3) 障がい者雇用の促進

施策内容	主な関係課等
①民間事業者に対し、障害者雇用率制度や体験雇用、各種助成金制度等の周知を図ることで、障がい者雇用の促進を図ります。	商工観光課
②雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談・通報等があった場合には、ハローワーク等の関係機関と連携した対応に努めます。	長寿・障害福祉課 市民相談センター 商工観光課
③市職員の任用について、「始良市障害者活躍推進計画」に基づき、体制や環境の整備等を図ることで、障がい者の任用の促進を図ります。	人事課

(4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保

施策内容	主な関係課等
障がいの特性に応じた就労支援の充実を図るとともに、中途障がい者に対する就労支援や就労に係る情報提供等の充実を図ります。	長寿・障害福祉課

(5) 福祉的就労の底上げ

施策内容	主な関係課等
①地域自立支援協議会における就労支援部会において、障がい者の就労に係る課題解決に向けた検討を行い、事業所の経営力強化や、工賃向上等の官民一体となった取組の推進により、福祉的就労の底上げを図ります。	長寿・障害福祉課
②障害者就労施設等が提供する物品・サービス等について、情報発信に努めます。	長寿・障害福祉課
③「障害者就労施設などからの物品等の調達推進方針」に基づき、市が調達する物品・役務等について、障害者就労施設等からの優先的な調達に努めます。	庁内全課
④各種イベントにおける就労継続支援事業所等の参加促進を図ります。	長寿・障害福祉課

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

障がい者の生活を豊かなものとするとともに、市民の障がいへの理解と認識を深めるため、文化芸術活動や余暇・レクリエーション活動、パラスポーツを含むスポーツ活動の振興を図ります。

(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた環境整備

施策内容	主な関係課等
①障がいの有無を問わず、誰でも文化芸術活動に参加できるよう、文化芸術に係るイベントの開催等において、障がい者に配慮した広報や、車いすスペースの確保、手話通訳者の配置等の障がい者に配慮した開催の促進を図ります。	社会教育課 長寿・障害福祉課
②市文化芸術祭の開催において、加治木特別支援学校にも出品を呼びかけるなど、障がい者が文化芸術活動の成果を発表できる機会を設けます。また、障がい者の文化芸術活動に触れる機会について、市内小・中学校等への周知を図ります。	社会教育課 学校教育課
③障がい者団体等が自主的に主催する各種レクリエーション教室や大会・運動会などの開催に際し、運営に係る助言や用具の無料貸出等による支援を行います。	長寿・障害福祉課 保健体育課

(2) スポーツに親しめる環境の整備、パラスポーツ等に係る取組の推進

施策内容	主な関係課等
①レクリエーション体験会やスポーツフェスタなどにおいて、ペタンクやボッチャなどに親しむ機会を提供するとともに、参加周知や障がい者の参加支援等による参加促進に努めます。	保健体育課 長寿・障害福祉課
②ペタンク、ボッチャなどのパラスポーツの講習会にスポーツ推進委員の参加を促し、個々のスキルアップを支援するとともに、地域のイベント等においてスポーツの魅力発信や実技指導等を行います。	保健体育課
③障がい者団体等が自主的に主催する各種レクリエーション教室や大会・運動会などの開催に際し、運営に係る助言や用具の無料貸出等による支援を行います。【再掲】	長寿・障害福祉課 保健体育課

第3部 第7期始良市障がい福祉計画
第3期始良市障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

国は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障害福祉計画・障害児福祉計画の策定又は変更にあたって即すべき事項等について、基本指針に定めています。

基本指針においては、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、以下の点に配慮した総合的な障がい福祉計画・障がい児福祉計画の作成を求めています。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

本市においては、以上の点を踏まえて、障がい者の権利擁護及び社会参加を推進するとともに、障害福祉サービス等の充実を図ります。

また、障がい者が住み慣れた地域で、本人らしい生活を送ることができるようにするため、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

障がい児の支援については、各事業を実施する事業所数がある程度確保できている状況を踏まえ、それぞれの事業の質の向上を図るための研修事業等に取り組めます。

2 成果指標の設定

国の基本指針及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

(1) 福祉施設から地域生活への移行

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者106人のうち、6%以上にあたる7人が地域生活に移行することを目標とします。

また、令和8年度末時点における施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者106人から5%以上にあたる6人を削減した100人以下とすることを目標とします。

今後は、地域生活移行支援の更なる推進のため、障がい者が地域で生活するために必要な支援体制の充実を図ります。

現状	令和4年度末時点の施設入所者数	106人
	地域生活移行者数 (令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者の数の見込み)	7人
目標値	地域生活移行者数 (令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する者の数)	7人
	令和8年度末時点の施設入所者数	100人

(2) 地域生活支援の充実

令和8年度末までに、市において、地域生活支援拠点等を1か所以上確保することを目標とします。

また、地域生活支援拠点等を確保した上で、令和8年度末までに「地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討する場を年1回以上開催する体制」を確保することを目標とします。

さらに、令和8年度末までに、市又は圏域において、「強度行動障がい者を有する障がい者に関する関係機関が連携した支援体制」を整備することを目標とします。

今後は、地域生活の支援を進めるため、障がいの重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援やサービス提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化します。

現状	令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数（見込み）	1か所
	令和5年度末時点の地域生活支援拠点等に係るコーディネーターの配置数（見込み）	0人
	令和5年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数（見込み）	0回
	令和5年度末時点の強度行動障がい者を有する障がい者に関する関係機関が連携した支援体制の有無（見込み）	なし
目標値	令和8年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	1か所
	令和8年度末時点の地域生活支援拠点等に係るコーディネーターの配置数	1人
	令和8年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	1回
	令和8年度末時点の強度行動障がい者を有する障がい者に関する関係機関が連携した支援体制の有無	あり

(3) 福祉施設から一般就労への移行・定着

令和8年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数9人から1.28倍以上にあたる14人以上とするとともに、就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数それぞれ0人・5人・4人から、それぞれ1.31倍・1.29倍・1.28倍以上にあたる1人・7人・6人以上とすることを目標とします。

また、令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の就労移行支援事業所の割合を50%以上とすることを目標とします。

さらに、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度の2人から1.41倍以上にあたる3人以上とすることを目標とします。

現状	令和3年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数		9人
	内 訳	令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	0人
		令和3年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	5人
		令和3年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	4人
	令和3年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の就労移行支援事業所の割合		0%
	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数		2人
目標値	令和8年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数		14人
	内 訳	令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	1人
		令和8年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	7人
		令和8年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	6人
	令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の就労移行支援事業所の割合		50%
	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数		3人

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

令和8年度末時点における児童発達支援センターについて、現在の提供体制を維持し、1か所以上確保していることを目標とします。

また、令和8年度末時点における障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制について、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が連携し、保育所等訪問支援等を活用しながら推進する体制を維持することを目標とします。

児童発達支援センターについては、障がいの重度化、重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、地域や障がい児の多様なニーズに対応する療育機関、中核的支援施設として体制の整備を図ります。

現状	令和5年度末時点の児童発達支援センターの確保数（見込み）	1か所
目標値	令和8年度末時点の児童発達支援センターの確保数	1か所
	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の有無	あり

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末時点における重症心身障がい児を支援する児童発達支援の提供体制について、現在の提供体制を維持し、5か所以上確保していることを目標とします。

また、令和8年度末時点における重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの提供体制について、現在の提供体制を維持し、5か所以上確保していることを目標とします。

現状	令和5年度末時点の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数（見込み）	5か所
	令和5年度末時点の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数（見込み）	5か所
目標値	令和8年度末時点の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数	5か所
	令和8年度末時点の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	5か所

③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和8年度末時点における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数について、始良市地域自立支援協議会において子ども部会の設置による現在の提供体制を維持し、1か所以上設置していることを目標とします。

また、令和8年度末時点における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数について、15人以上配置していることを目標とします。

重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援について、当該児が地域において包括的な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めます。

現状	令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数（見込み）	1か所
	令和5年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数（見込み）	15人
目標値	令和8年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1か所
	令和8年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	15人

(5) 相談支援体制の充実・強化

基幹相談支援センターの設置について、現在の体制を維持し、令和8年度末時点においても設置されていることを目標とします。

また、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図るため、令和8年度における相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数について、5件以上実施していること、相談支援事業所の人材育成に対する支援件数について、5件以上実施していること、相談機関との連携強化の取組の実施回数について、35回以上実施していること、個別事例の支援内容の検証の実施回数について、13回以上実施していること、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置について、1人以上配置していることをそれぞれ目標とします。

さらに、協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を図るため、自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討について、2回以上実施するとともに、14以上の事業者・機関が参加していること、4以上の専門部会を設置するとともに、16回以上実施していることをそれぞれ目標とします。

現状	令和5年度末時点における基幹相談支援センター等の設置の有無（見込み）	あり
	令和5年度の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（見込み）	5件
	令和5年度の相談支援事業所の人材育成に対する支援件数（見込み）	4件
	令和5年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数（見込み）	34回
	令和5年度の個別事例の支援内容の検証の実施回数（見込み）	13回
	令和5年度の基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（見込み）	0人
	令和5年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数（見込み）	1回
	令和5年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数（見込み）	14
	令和5年度の自立支援協議会における専門部会の設置数（見込み）	4
	令和5年度の自立支援協議会における専門部会の実施回数（見込み）	16回
目標値	令和8年度末時点における基幹相談支援センター等の設置の有無	あり
	令和8年度の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5件
	令和8年度の相談支援事業所の人材育成に対する支援件数	5件
	令和8年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数	35回
	令和8年度の個別事例の支援内容の検証の実施回数	13回
	令和8年度の基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人
	令和8年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	2回
	令和8年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数	14
	令和8年度の自立支援協議会における専門部会の設置数	4
	令和8年度の自立支援協議会における専門部会の実施回数	16回

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築

令和8年度における県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数について、延べ15人以上参加することを目標とします。

また、令和8年度末までに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制を構築すること、令和8年度における共有する場の実施回数を年1回以上とすることをそれぞれ目標とします。

現状	令和5年度の県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の延べ参加人数（見込み）	13人
	令和5年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無（見込み）	なし
	令和5年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数（見込み）	0回
目標値	令和8年度の県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の延べ参加人数	15人
	令和8年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	あり
	令和8年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	1回

第2章 障害福祉サービスの見込量等

1 障害福祉サービスの見込量と確保方策

これまでの実績等を踏まえた、令和6年度から令和8年度までの3か年における障害福祉サービスの見込量と確保方策を以下のとおり定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ります。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。

名 称	内 容
居宅介護	障がい者が居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する助言等、生活全般にわたる援助を受けるサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と外出時の介護を総合的に受けられるサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護等の必要な援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等の必要な援助を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い人がサービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けることができる仕組みです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数・延べ利用時間数)

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）			
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
訪問系サービス計	人	109	99	105	107	109	112	
	時間	3,783	3,235	3,474	3,508	3,543	3,592	
内 訳	居宅介護	人	78	75	81	83	85	87
		時間	1,638	1,257	1,394	1,428	1,463	1,497
	重度訪問介護	人	10	7	8	8	8	8
		時間	1,930	1,760	1,863	1,863	1,863	1,863
	同行援護	人	16	12	14	14	14	15
		時間	152	183	207	207	207	222
	行動援護	人	5	5	2	2	2	2
		時間	63	35	10	10	10	10
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の数値は年度途中の実績を踏まえた見込値（以下、同様）

・確保方策等

利用者や利用希望者が増加するとともに、ニーズが多様化し、介護保険制度との併用も増える中、事業所やヘルパーの数は横ばいで推移しており、不足気味の状況がみられます。

介護保険制度への円滑な移行だけでなく、より適正なサービス提供のあり方について、地域移行支援の促進の観点も踏まえた検討を行うとともに、量的・質的充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、次の9つのサービスをいいます。

名 称	内 容
生活介護	障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障がい者について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受けるサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	病院や施設を退院・退所した障がい者や特別支援学校を卒業した人に対し、身体的リハビリテーション、社会的リハビリテーションを提供することで、地域生活を営む上で身体機能及び生活能力の維持・向上等を図るためのサービスです。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労継続支援B型	年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。
療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等のサービスです。
短期入所	居宅において、介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護等を受けるサービスです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数・延べ利用日数)

区 分	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	人	201	194	204	208	211	214
	人日	3,819	3,492	3,876	3,952	4,009	4,066
自立訓練 (機能訓練)	人	3	1	1	1	1	1
	人日	15	6	17	17	17	17
自立訓練 (生活訓練)	人	4	10	6	8	9	10
	人日	20	34	40	80	90	100
就労選択支援	人	0	0	0	0	1	1
就労移行支援	人	12	11	6	6	6	6
	人日	192	176	272	272	272	272
就労継続支援 (A型)	人	82	92	100	111	123	136
	人日	1,476	1,748	1,900	2,109	2,337	2,584
就労継続支援 (B型)	人	275	301	322	350	380	412
	人日	4,400	4,816	5,474	5,950	6,460	7,004
就労定着支援	人	1	1	1	1	2	3
療養介護	人	31	32	31	32	32	33
短期入所 (福祉型)	人	29	30	41	49	58	59
	人日	435	360	492	588	696	708
短期入所 (医療型)	人	2	3	3	4	5	5
	人日	10	9	12	16	20	20

・確保方策等

サービスによりばらつきがあるものの、利用者数・利用日数が増加傾向にあり、サービス提供事業所も増加しています (P16)。

アンケート結果 (P26) において、就労を希望する障がい者が現在就労している障がい者の割合を上回っていることから、就労継続支援等につなげる取組を継続して実施します。

また、障がい者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々のニーズや実態に応じたサービスの提供ができるようサービス提供事業所の確保とともに質的充実も図ります。

(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、次の3つのサービスをいいます。

名 称	内 容
自立生活援助	施設等を利用していた障がい者のうち、一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

・ サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立生活援助	人	1	0	1	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	117	131	139	152	166	182
施設入所支援	人	105	102	106	108	104	100

・ 確保方策等

共同生活援助(グループホーム)については、サービス提供事業所が増えたことにより、利用者も増加している一方、施設入所支援については、ほぼ横ばいで推移しています。

今後も、施設入所者等の地域生活への移行や、地域で生活する障がい者の地域生活に対する支援を推進する観点から、地域における居住の場の一つとして、グループホームの整備・普及を図るための方策等について、始良市地域自立支援協議会において検討します。

自立生活援助については、本市で実施している事業所がないことから、ニーズを踏まえた地域生活拠点の確保・整備を図ります。

(4) 相談支援サービス

相談支援サービスとは、次の3つのサービスをいいます。

名 称	内 容
計画相談支援	相談支援専門員が、障がい者の自立した生活を支援するための障害福祉サービス等の利用に係る計画の作成、見直し等を行うサービスです。
地域移行支援	入所している障がい者又は入院している精神に障がいのある人の地域生活に移行するための相談等を行うサービスです。
地域定着支援	居宅等にて単身で生活する障がい者が地域生活を継続していくための支援を行うサービスです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	人	145	150	160	166	172	177
地域移行支援	人	5	8	4	4	6	8
地域定着支援	人	0	0	0	4	8	12

・確保方策等

近年、計画相談支援事業所が微増していますが、新規の利用希望者も増加しており、迅速に対応することが難しくなりつつある状況にあることから、今後、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図ります。

地域移行支援及び地域定着支援については、市内で実施している事業所が少ないことから、ニーズを踏まえた地域生活拠点等の確保・整備を図ります。

2 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市の判断で実施することができる任意事業があります。

これまでの実績や始良市の実情等を踏まえた、令和6年度から令和8年度までの3か年における地域生活支援事業の見込量と確保方策を以下のとおり定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ります。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
広報活動・出前講座の開催回数	回/年	1	2	2	2	2	2

・確保方策等

基幹相談支援センターを中心に、相談支援専門員や障がい福祉サービス提供事業所向けの研修、市職員の研修の場、市報やコミュニティFM等を通じて、障がいや障がい者への理解促進を深めるための広報・啓発活動を行っています。

今後も同様の取組を継続的かつ多様に展開することで、障がいに対する理解促進に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者とその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
ピアサポート・社会活動 に対する支援回数	回/年	2	2	2	2	2	2

・確保方策等

障がい者とその家族、地域住民等による自発的な取組に対する支援を継続的に実施しています。

共生社会の実現に向け、今後も同様の取組を継続して実施します。

(3) 相談支援事業

相談支援事業として、次の2つの事業を実施しています。

名 称	内 容
障害者相談支援事業	障がい者やその保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の業務を行う事業です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害者相談支援事業 (始良市外含む)	か所	9	10	10	10	10	10
基幹相談支援センター等 機能強化事業	か所	1	1	1	1	1	1
相談者数	人/年	4,583	5,917	6,000	6,200	6,400	6,600

・確保方策等

事業所数が維持され、相談支援専門員数は微増傾向にありますが、相談件数が年々増加するとともに、相談内容が多様化していることから、今後、事業所及び相談支援専門員の確保・育成の必要性が高まることが想定されます。

基幹相談支援センターを中心として、研修の実施等により相談業務の質の向上とともに、関係機関のネットワークの形成及びその活用を充実させる等、相談支援体制の充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者・精神障がい者で判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用に係る裁判所への申立をする親族がない場合等に、申立手続きを行ったり（市長申立）、後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
成年後見制度利用支援事業（利用者数）	人/年	1	3	3	4	4	4

・確保方策等

アンケート調査結果において、「どのような制度か知らない」割合が、障がい者調査で4割弱、障がい児調査で3割弱に達していることを踏まえ、成年後見制度の認知度を上げるための広報等、成年後見制度利用促進計画と連動しながら取り組んでいきます。

成年後見に関する相談等は増えつつあり、今後も利用者の増加が見込まれることから、同制度に関する相談支援体制の充実を図ります。

(5) 意思疎通支援事業

手話通訳者の派遣により、意思疎通を図ることに支障がある障がい者と他の人との意思疎通の円滑化を図るとともに、要約筆記者や手話通訳者の設置に取り組む事業です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
手話通訳者派遣事業 （利用者数）	人/年	68	43	53	54	55	56
要約筆記者派遣事業 （利用者数）	人/年	12	4	4	4	4	4
手話通訳者配置者数	人	1	1	1	1	1	1
手話通訳者対応者数（延）	人/年	231	230	330	350	370	390

・確保方策等

手話通訳者の窓口常駐により、手話通訳者設置事業や手話通訳者派遣事業の利用者は増加傾向にあります。

今後も利用者の増加が見込まれることから、事業の継続とともに、各種講座や研修等を通じた担い手の育成の推進を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業

障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る事業です。

日常生活用具の具体的な内容については、次のとおりです。

名 称	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、障がい者の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に使用する椅子等、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、障がい者の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
在宅療養支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等、障がい者の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
排泄管理支援用具	ストマ用装具等、障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
居宅生活動作補助用具	在宅で生活している身体に障がいがある方に対し、在宅生活が円滑に行えるように、段差の解消やスロープの取付け等の住宅改修を行う制度です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）			
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
日常生活用具給付等事業計	件/年	3,552	3,620	2,826	2,911	3,005	3,124	
内 訳	介護・訓練支援用具	件/年	3	7	9	16	27	47
	自立生活支援用具	件/年	9	15	21	32	49	76
	在宅療養等支援用具	件/年	15	19	24	31	39	49
	情報・意思疎通支援用具	件/年	13	16	21	27	34	44
	排泄管理支援用具	件/年	3,508	3,560	2,742	2,791	2,836	2,877
	居宅生活動作補助用具	件/年	4	3	9	14	20	31

・確保方策等

障がい者が自立した生活を行うことができるよう、円滑で迅速な給付に努めるとともに、技術革新に伴う新たな用具への対応についても検討します。

(7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
実施数	か所	16	17	17	17	17	17
利用者数	人/年	80	80	68	69	70	71
利用延時間	時間/年	319	483	490	497	504	512

・確保方策等

他のサービスの供給状況やニーズを踏まえつつ、障がい者の移動手段の確保について、総合的に検討します。

(8) 地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため、地域活動支援センター機能を充実・強化し、障がい者の地域生活支援につなげる事業です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
①基礎的事業実施数	か所	11	8	7	8	8	8
②基礎的事業利用者数	人/年	144	137	75	76	78	79
③機能強化事業 I 型実施数	か所	1	1	1	1	1	1
④機能強化事業 I 型利用者数（延）	人/年	734	961	948	1,083	1,234	1,252

・確保方策等

障がい者の創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため、事業所の確保に努めます。

(9) 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や家族の就労支援、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
実施数	か所	33	33	32	32	32	32
利用者数	人/年	97	105	72	73	74	76
利用延日数	日/年	4,165	3,979	3,096	3,139	3,182	3,268

・確保方策等

利用者数及び利用日数は減少傾向にあります。

障がい者が日中安心して過ごせる場の確保だけでなく、本人の活動支援や介護者の就労支援及びレスパイト（休息・リフレッシュのための支援）の観点からも、引き続き安定的なサービスの提供を図ります。

(10) 訪問入浴サービス事業

自宅での入浴介助や生活介護での入浴サービスを利用することが困難な重度身体障がい者に対して、看護師やヘルパーとともに移動入浴車を派遣して入浴介助を行う事業です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
実施数	か所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/年	257	221	228	232	236	239

・確保方策等

1か所の事業所において実施されている状況が続いており、人手も慢性的に不足していることから、他のサービスの利用状況や利用者ニーズを踏まえ、サービス体制の確保に向けた方策を検討します。

(11) 自動車免許取得・自動車改造費助成事業

身体障害者手帳または療育手帳の所持者が運転免許を取得するために自動車教習所で訓練を受けた際の技能教習費用を助成するとともに、上肢・下肢・体幹機能のいずれかの障がいをもつ身体障害者手帳の交付を受けている人、本人が運転する自動車を改造する費用を助成する事業です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自動車免許取得・自動車改造費助成事業	人/年	1	3	2	3	4	4

・確保方策等

今後も障がい者の自立した生活及び社会参画機会の確保の観点から、事業を継続的に実施します。

3 障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策

これまでの実績等を踏まえた、令和6年度から令和8年度までの3か年における障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策を以下のとおり定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ります。

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援に係るサービスとして、次の3つのサービスの提供を推進しています。

名 称	内 容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。
放課後等デイサービス	就学している障がい児について、授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士等が、保育所等を訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数・延べ利用日数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	人	263	317	251	254	258	260
	人日	2,104	2,536	2,008	2,029	2,064	2,078
放課後等デイサービス	人	361	439	527	536	545	548
	人日	3,107	3,719	4,274	4,284	4,358	4,387
保育所等訪問支援	人	27	69	74	121	123	124
	人日	27	69	74	121	123	124

・確保方策等

保護者の発達障がいや早期療育に対する理解が深まったことにより、利用者数が年々増加し、事業所数も増加傾向にあります。

障がい児の発達を支援する観点から、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援体制の構築のため、関係機関とのさらなる連携と体制の強化に努めます。

併せて、質の確保の観点から、一人一人の実態に応じた提供体制の確保を図ります。

また、医療的ケア児及び重症心身障がい児とその保護者が安心した生活を送ることができるよう、受入が可能な事業所を確保するための方策について検討します。

(2) 障害児相談支援

障がい児について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの平均利用者数)

区 分	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害児相談支援	人	141	220	297	320	340	360

・確保方策等

新規の利用希望者が増加しており、迅速に対応することが難しくなりつつある状況にあります。

切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築の観点からも、今後、基幹相談支援センターを中心に情報提供や関係機関との連携構築等の相談支援体制の充実を図ります。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいのため外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の発達支援を行うサービスです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区 分	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	4

・確保方策等

サービスを提供する事業所はありますが、利用者はいない状況にあります。

そのため、事業内容の周知や実施事業所の情報提供等の利用促進に向けた方策の検討を行います。

4 その他の活動指標

その他の活動指標について、国の基本指針等に基づき、以下のとおり設定し、各種施策等の推進を図ります。

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る活動指標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図るため、始良市地域自立支援協議会において、施策推進に係る協議や情報共有等を行っていますが、今後もこれまでの取組を継続して実施します。

また、地域移行支援・地域定着支援については、市内で実施している事業所が1事業所のみであり、自立生活援助については、市内で実施している事業所がない(P16)ことから、ニーズを踏まえた提供体制の確保・整備を図ります。

・事業実績値及び計画値（活動指標）

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）			
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	3	3	3	3	3	3	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	15	15	15	15	15	15	
内 訳	保健	人	2	2	2	2	2	2
	医療（精神科）		3	3	3	3	3	3
	医療（精神科以外）		5	5	5	3	3	3
	福祉		5	5	5	5	5	5
	介護		0	0	0	1	1	1
	当事者及び家族		0	0	0	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	3	3	3	3	3	
精神障がい者の地域移行支援利用者数	人/月	5	8	4	2	4	6	
精神障がい者の地域定着支援利用者数	人/月	0	0	0	4	8	12	
精神障がい者の共同生活援助利用者数	人/月	40	55	69	69	70	71	
精神障がい者の自立生活援助利用者数	人/月	1	0	1	1	1	1	
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	人/月	4	10	6	7	7	7	

(2) 地域生活支援の充実に係る活動指標

令和5年度に設置した地域生活支援拠点について、コーディネーターの配置や設置した地域生活支援拠点の運用状況に係る検証・検討の場の設置等を行うことで、適切な運営を図ります。

・事業実績値及び計画値（活動指標）

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	か所	0	0	1	1	1	1
地域生活支援拠点等に係るコーディネーターの配置数	人	0	0	0	0	0	1
地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	回/年	0	0	0	1	1	1

(3) 障がい児支援の提供体制の整備等に係る活動指標

現在、市内事業所に配置されている医療的ケア児等に関するコーディネーター数の維持を図るとともに、市役所内における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を図ります。

・事業実績値及び計画値（活動指標）

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	人	9	15	15	15	15	15

(4) 相談支援体制の充実・強化に係る活動指標

基幹相談支援センター及び12か所の相談支援事業所（令和5年度時点）において、障がい者やその保護者、介護者等の福祉に関する相談支援を行っています。

相談件数が増加傾向にある状況等を踏まえ、相談支援事業所に対する指導・助言や人材育成に対する支援等による質の向上や、関係機関のネットワークの形成とその活用等による相談支援事業所との連携強化等をこれまで以上に図っていくことで、相談支援体制の充実・強化を図ります。

・事業実績値及び計画値（活動指標）

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
基幹相談支援センターの設置数	か所	1	1	1	1	1	1
相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	5	6	5	5	5	5
相談支援事業所の人材育成に対する支援件数	件/年	3	2	4	4	5	5
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	34	37	34	35	35	35
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回/年	14	16	13	13	14	15
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	0	0	1	1
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	回/年	3	5	1	2	2	2
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数	数	12	14	14	14	14	14
自立支援協議会における専門部会の設置数	数	4	4	4	4	4	4
自立支援協議会における専門部会の実施回数	回/年	16	16	16	16	16	16

(5) 障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築に係る活動指標

県等が実施する研修へ積極的に参加するとともに、その情報を広く展開し、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

また、審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制を整え、給付の適正化にも取り組みます。

・事業実績値及び計画値（活動指標）

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数（延）	人/年	11	14	13	15	15	15
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有・無	無	無	無	無	無	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	回/年	0	0	0	0	0	1

(6) 発達障がい者等に対する支援に係る活動指標

アンケート結果においては、「発達障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て経験者の体験談や情報提供」を希望する割合が56.6%（P40）に達しています。

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応を行うことができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族に対する支援体制の確保に努めます。

・事業実績値及び計画値（活動指標）

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 受講者数	人/年	0	0	0	1	3	5
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 実施者数	人/年	0	0	0	1	3	5
ペアレントメンター	人	0	0	0	1	1	1
ピアサポートの活動への 参加人数	人/年	2	2	2	2	2	2

第4部 資料編

第1章 始良市地域自立支援協議会

1 設置要綱

(最終改正令和5年3月30日)

○始良市地域自立支援協議会要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等の福祉に関する様々な問題について調整を図るため、始良市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者の自立支援に係る地域の課題への対応に関すること。
- (2) 障害者の相談支援事業に関すること。
- (3) 地域の障害福祉関係機関の連携及び支援体制に関すること。
- (4) 法第88条第9項の規定により、市障害福祉計画の策定又は変更に関し、意見を述べること。
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条及び第18条に規定する障害者差別解消支援地域協議会及び当該協議会の所掌事務に関すること。
- (6) 始良市地域生活支援拠点等事業実施要綱（令和5年始良市告示第114号）第4条に規定する評価に関すること。
- (7) 始良市日中サービス支援型共同生活援助事業者の評価等に関する実施要綱（令和5年始良市告示第115号）第3条に規定する評価に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉の増進に関し市長が必要と認めること。

(協議会の構成等)

第3条 協議会は、20人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者関係団体の代表者
- (2) 民生委員・児童委員の代表者

- (3) 地域自治組織の代表者
- (4) 障害者福祉サービス事業所の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 保健、医療機関の関係者
- (8) 教育、雇用及び就労に関する機関の関係者
- (9) 障害者及び障害児の発達及び療育に関する機関の関係者
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌々年度末までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会の会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、会長が定められていない場合は、市長が会議を招集する。

(専門部会)

第7条 協議会には、第2条に掲げる所掌事項に関し、資料収集、分析その他必要な協議を行うため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営等については、会長及び部会長が定める。
- 3 第4条から第6条まで及び前条各項の規定は、専門部会において準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部員」と読み替えるもの

とする。

(守秘義務)

第8条 協議会及び専門部会の委員は職務上知り得た秘密や個人に関する情報を他人に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、長寿・障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年7月19日から施行し、平成25年8月1日から適用する。
- 2 この告示の施行後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和元年5月31日告示第277号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和元年6月4日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この告示の施行の前においても、始良市自立支援協議会の開催に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則（令和3年2月11日告示第53号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(始良市障害者基幹相談支援センター事業実施要綱の一部改正)

- 2 始良市障害者基幹相談支援センター事業実施要綱（平成31年始良市告示第45号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和3年5月28日告示第300号）

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4年8月4日告示第390号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第114号抄）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第115号抄）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

2 委員名簿

番号	委員構成	氏名	役職
1	障害者関係団体の代表者	竹田 正利	始良市身体障害者協議会 会長
2		長尾 文磨	始良市手をつなぐ育成会 副会長
3	民生委員・児童委員の代表者	今別府 成美	始良市民生委員・児童委員協議会連合会 理事
4	地域自治組織の代表者	野口 治将	始良市校区コミュニティ協議会連絡会 会長
5	障害者福祉サービス事業所の代表者	樋之口 亮	地域生活支援事業所アシスト施設長 (相談支援部部会 部会長)
6		山口 格	障害者支援施設喜びの里 施設長
7		山之内 浩子	サン・ヴィレッジ始良 施設長
8	関係行政機関の職員	西牟田 純一	鹿児島県始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課 課長
9		兼田 勝久	始良市社会福祉協議会 会長
10	学識経験を有する者	養毛 良助	鹿児島国際大学 名誉教授
11	保健、医療機関の関係者	徳永 枝里	鹿児島県立始良病院地域医療連携室 副地域連携室長 (精神保健福祉部会 部会長)
12	教育、雇用及び就労に関する機関の関係者	奥村 さゆり	県立加治木特別支援学校 校長
13		濱田 津世志	始良市教育委員会 学校教育課 教育部次長兼課長
14		羽月 賢治	障害福祉サービス事業所セルフあいら 施設長 (就労支援部会 部会長)
15	障害者及び障害児の発達及び療育に関する機関の関係者	小門口 幸二	障害者支援施設 さちかぜ 管理者 (子ども部会 部会長)
16		久保 功介	児童発達支援センター虹の家 施設長
17	その他市長が必要と認める者	茶圓 正幸	始良市保育協議会 副会長

(令和5年10月現在)

第2章 用語解説

アルファベット

PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Act）を行う、という行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

あ行

始すくファイル（始良すくすくファイル）

子どもの情報や支援内容をまとめていき、支援者と共有することで乳幼児期から成人期まで一貫した支援を受けられるように作成するファイルのこと。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。

か行

機能訓練

心身の機能が低下している人に対して、医療機関におけるリハビリテーション終了後、在宅での日常生活の自立を助けることを目的に、機能の維持・回復に必要な訓練を行うもの。

共生社会

全ての人が、年齢や性別、国籍、障がいの有無等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら生活することのできる社会。

強度行動障がい

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

高次脳機能障がい

インフルエンザ脳症、脳腫瘍、脳血管障がいといった病気や交通事故などにより脳に損傷を受け、記憶障がい、注意障がい、失語や感情のコントロール不良といった感情障がいが引き起こされる状態。

合理的配慮

障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるもの。

個別避難計画

高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な人（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難する時にどのような配慮が必要かなどをあらかじめ記載したもの。

さ行

サポートマップ

対象児やその保護者を中心としたより良い支援体制の構築を目指して、対象児に関わる園や学校、通所施設がどのような支援を行っているかを一目で確認できるようにしたもの。

視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がい的一种として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障がいを含む状態。身体障害者福祉法では、①一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障がい、永続するもの、②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤一上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障がい、永続するもの、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいに該当する人を身体障がい者としている。

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。対象となる児童は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等（乳幼児健診等で療育や訓練を受ける必要があると認められた児童を含む）。

児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司等の専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

社会福祉協議会

地域の住民組織と社会福祉事業関係者で構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う民間団体。

障害者基本法

共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策に関するの基本原則を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

障害者就業・生活支援センター

障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図ることを目的に設置されている機関。

障害者差別解消法

障がい者の差別禁止や社会参加を促す国連の障害者権利条約の批准に向け、平成 25 年 6 月に成立。平成 28 年 4 月に施行される。障がいを理由とした差別の禁止を事業者等に義務づける。差別の情報があった場合、国は事業者等に差別行為の有無の報告を求め、助言や指導をすることができる。

障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の通称。地域社会における共生の実現に向けて、福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして、平成 25 年 4 月から施行された。

情報アクセシビリティ

障がい者等が円滑に情報を取得・利用したり、他人との意思疎通を図ることができるようにしたりするため、情報通信機器、ソフトウェア、及びこれらによって実現されるサービスを支障なく操作又は利用できる機能を備えること。

身体障がい

身体障害者福祉法に規定された、視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障がいをいう。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受ける者であることを確認する証票。障がいの程度により 1 級から 6 級の等級が記載されている。

精神障がい

精神疾患によって、長期にわたり日常生活や社会生活に制限のある状態。精神疾患には、統合失調症やそううつ病、うつ病、器質性精神障がい、中毒性精神障がい、てんかん等がある。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。

成年後見制度

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知等）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

相談支援事業所

障がい者等の福祉に関する問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行う事業所。

た行

地域移行

障がい者が入所施設や精神科病院等から地域での生活に移行すること。

地域自立支援協議会

障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会。

地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備した場所・体制。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みや体制。

知的障がい

知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障を生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態のこと。

聴覚平衡障がい

聴覚障がいは「耳」が不自由な状態で、音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいがある。平衡障がいは、三半規管や中枢神経系等の働きかけにより、姿勢や動きを調節する機能で障がいがあると、目を閉じた状態では立ってられない、10m以内に転倒若しくはよろめいて歩行を中断せざるを得ないなどの状態となる。

特別支援学級

小中学校等において、障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服することを目的に設置される学級。

特別支援学校

障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置されている学校。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行

内部障がい

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種類。呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

難病

原因不明で、治療方法が未確立であり、生活面で長期にわたり支障が生じる疾病のうち、がん、生活習慣病等別個の対策の体系がないもの。

は行

発達障がい

発達障害者支援法に基づく、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がいは「自閉症スペクトラム障がい」という新たな呼称が使用されている。

ピアサポート

ピアとは、同じような立場や境遇、経験等を共にする者たちを表す言葉であり、障がい領域においては、障がい者自身が、自らの体験に基づいて、他の障害者に対する相談支援等を行う活動のこと。

福祉避難所

主に高齢者、障がい者、乳幼児等の特別な配慮を必要とし、一般の避難所では生活することが難しい人を受け入れるための環境が整備された避難所。

ペアレントトレーニング

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム。

ペアレントプログラム

保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とする「ペアレントトレーニング」に対して、子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラム。

ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験のある親が、その経験と知識を生かして後輩の親の支援を行う、当事者による当事者支援の仕組み。

パタンク

ボールを目標（ビュット）に近づけるように投げ合い、いかに近づけるかを競うスポーツ。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からは分からなくても援助や配慮が必要な人が、周囲の人に配慮を必要とすることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

放課後等デイサービス

就学している障がい児等に対し、放課後や学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練・社会との交流促進等の支援を行うもの。

補装具

身体上の障がいを補って、日常生活や社会生活をしやすくするための器具のこと。義手、義足、つえ、歩行器、義眼、補聴器、車椅子などがある。

ボッチャ

ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競う。

ま行

みかんシート

子どもへの見（mi）方、関（ka）わり方を広げるシートの略称。園の先生方が、これまでの関わり方ではうまくいかず、気になる行動が繰り返し見られる子どもに対して、園の中でどのように関わったら良いか、そのヒントを見つけ、子どもへの見方や関わり方の幅を広げられるように作成したもの。

民生委員・児童委員

民生委員とは、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。すべての民生委員は児童委員を兼ねており、児童及び妊産婦の保護、保健その他の福祉に関し、相談支援を行う。

ら行

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。

療育

障がいのある児童に対する医療や教育等、発達を促すための一連の取組。療は医療を、育は養育・保育・教育を一字ずつあわせた高木憲次氏の造語が起源とされる。

療育手帳

知的障がい者に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、県知事が交付するもの。

りんごシート

みかんシートを使って把握したことを基に、子どもの目標や支援方法等を作成するためのシート。

第3次始良市障がい者計画
第7期始良市障がい福祉計画
第3期始良市障がい児福祉計画

発行年月	令和6年3月
発行	鹿児島県 始良市
編集	始良市 保健福祉部 長寿・障害福祉課
	〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町 25 番地
	TEL0995-66-3251 Fax0995-65-6964